

上來説明ノ手順ヲ盡シタルトキハ會社ハ更ニ其株式ノ各讓渡人ニ對シ二週間以上ノ期間ヲ定メ其期間内ニ拂込ヲ爲スヘキ旨ノ催告ヲ發セサルヘカラス而シテ讓渡人ハ之カ拂込ヲ爲ス義務ナキモノニ付キ此催告ニ應スルト否トハ自由ナルモ若シ之ニ應スルトキハ最モ先ニ其拂込ヲ爲シタル讓渡人カ其株式ヲ取得スルナリ

書式 (五) (株式讓渡人ニ對スル株金拂込催告)

大東株式會社第二回株金拂込金額二百五十圓

但シ株數二十株、一株ニ付キ金十二圓五十錢

大正五年四月三日貴下ヨリ早耳聞太ニ讓渡シ相成リ候當會社株式ニ付キ右早耳聞太ハ其第二回株金ノ拂込ミヲ爲ササル爲メ定款第十四條(又ハ商法第百五十二條)ニ依リ大正五年十二月二日株主タル權利ヲ失ヒ候ニ付キ定款第十五條(又ハ商法第百五十三條)ニ依リ讓渡人タル貴下ニ於テ本日ヨリ三週間内ニ前記拂込金ヲ當會社又ハ東洋銀行へ御拂込相成度前記定款第十五條(又

ハ商法第百五十三條)ニ依リ此段及催告候也

大正五年十二月十日

東京市日本橋區日本町一番地

大東株式會社代表者

取締役 大川 流 太

水戸市理詰町八番地

四角 八 太 殿

株式讓渡人ニシテ拂込ヲ爲スモノナキトキハ會社ハ競賣法ニ從ツテ株式ヲ競賣シ因ツテ得タル金額ヲ拂込ニ充當セサルヘカラス此場合競落人ノ得タル株式ハ競落價額ノ多少ニ拘ラス該回拂込金拂込済ノモノタルハ論ナシ
競賣ニ因ツテ得タル金額カ猶滯納金額ニ不足ナルトキハ會社ハ從前ノ株主ヲシテ其不足額ヲ辨濟セシムルコトヲ得若シ又從前ノ株主カ二週間内ニ辨濟セサルトキハ會社ハ讓渡人ニ對シテ辨濟ヲ請求スルコトヲ得ルナリ
會社ハ此外更ニ損害賠償又ハ定款ノ規定ニ依リ違約金ノ請求ヲモ爲スコトヲ

得 四、登記

會社ハ株金ノ拂込アリタルトキハ二週間以内ニ本支店所在地ニ於テ之カ登記ヲ爲スコトヲ要ス

登記ノ申請ハ總取締役之ヲ爲スヘク

株主總會ノ決議ニ依ルモノハ其決議録ヲ添付スヘキモノトス

書 式

株式會社變更登記申請

一 商號 大東株式會社

一 本店 東京市日本橋區日本町壹番地

一 登記ノ目的 各株ニ付キ拂込ミタル株金額變更ノ登記

一 登記ノ事由 株主總會ノ決議ニ因リ大正六年壹月拾日各株ニ付

キ金拾貳圓五拾錢宛拂込結了シ各株ニ付キ拂込ミタル株金額金貳拾五圓

ト變更シタルニ依リ之カ登記ヲ求ム

- 一 課税標準價格 金拾貳萬五千圓 (支店所在地ニ於ケル申請ニハ不要)
- 一 登録税 金六百貳拾五圓 (支店所在地ニ於テハ壹圓五拾錢)
- 一 添付書類 一株主總會決議録 壹通

右登記相成度此段及申請候也

大正六年壹月拾五日

申 請 人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大 川 流 太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕 石 浮 太

東京市赤坂區嵐町參番地

東京區裁判所御中

第四 株券

(一) 發行

株式ハ株券ニ依リテ表彰セラル左レハ株券ノ發行ハ株式會社當然ノ義務ニシテ之ヲ免ルルコトヲ得ス或ハ公益ニ關セサルヲ以テ定款ノ定メニ依リ其義務ヲ免除スルコトヲ得ト云フモ株券ノ發行ハ會社ノ本質ヨリ生スルモノナルヲ以テ其本質ニ違フコトハ定款ヲ以テシテモ之ヲ定ムルコトヲ得ス故ニ株券ノ交付ニハ手数料其他ノ料金ヲ徴スルコトヲ得ス縱令定款ニ之ヲ定ムルモ法律上無効ナリ尤モ再交付ノ場合ハ別ナリ

株券ハ會社ノ設立登記ヲ爲シタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス株券ハ株式所有ノ證トシテ賣買轉帳ノ具ニ供スルヲ目的トス而シテ株式ノ賣買ハ設立登記ノ後ニ非サレハ之ヲ許サス從ツテ株券ノ發行亦登記後ニアラサレハ之ヲ許ササルハ當然ナリ右ノ規定ニ背反シテ發行シタル株券ハ之ヲ無効

トス爲メニ損害ヲ受ケタル者ハ其發行者ニ對シテ損害賠償ノ請求ヲ爲シ得ルモノナリ例ヘハ無効ノ株券ヲ買得シタル者後ニ其無効ナリシコトヲ知リシトキハ株券ノ發行者ニ對シテ損害ノ賠償ヲ請求シ得ルカ如シ加之ヲ發行シタル取締役及監査役ハ過料ノ處分ヲ受ケサルヘカラス

(二) 株券ノ方式

株券ニハ左ノ事項及番號ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一、會社ノ商號

二、商法第四百四十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲

シタル年月日

三、資本ノ總額

四、一株ノ金額

又一時ニ株金ノ金額ヲ拂込マサル場合ニ於テハ拂込アル毎ニ其金額ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス

書 式 (株券)

表

甲種	第壹號	大東株式會社株券
一	拾株 (五百圓)	
一	商法第四百十一條ニ依リ本店所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル年月日	大正五年三月三十日
一	資本ノ總額	五拾萬圓
一	一株ノ金額	五拾圓
一	拂込ノ金額	
第一回	金拾貳圓五拾錢	大正五年三月五日
第二回	金拾貳圓五拾錢	大正五年十一月二十日
第三回		
第四回		

商法及定款ノ規定ヲ遵守シ大東株式會社ノ株式拾株ノ株券トシテ此券狀ヲ發行ス
大正五年四月五日

面	大東株式會社
	取締役 大川流 太
	取締役 輕石浮 太
	取締役 日取 太

裏	株主氏名	讓渡年月日及讓受人	取締役認印
四角八太		大正五年八月三日早耳聞太ニ於テ讓受ク	取締役 大川流 太 ^印
早耳聞太			

注 無記名株券ナルトキハ拂込金額ナル項目ヲ削ル

注 無記名式ナルトキハ此ノ裏面ノ記載ヲ要セス

(三) 株券ノ種類

株券ハ之ヲ觀察スル方面ニ依リテ數多ノ種類ニ區別セラル今有要ナルヘキ二三ノ區別ヲ擧ケシ

株式會社

甲 記名株券、無記名株券

之レ株券ニ其株主ノ氏名ヲ指示スルモノト然ラサルモノトニ依ル區別ナリ株主ハ其株金全額ノ拂込ヲ了ルトキハ何時ニテモ其株券ヲ無記名式ト爲スコトヲ會社ニ請求スルコトヲ得ルモノナリ、無記名株券ノ便利ナルハ株式ノ賣買移轉カ只其株券ノ引渡ニ依リテ第三者ニ對抗シ得ルコト之ナリ、又無記名株券ヲ有スル株主ハ何時ニテモ之ヲ記名式ニ變更方會社ニ請求シ得之レ無記名式株券ハ一面利便アルト同時ニ一面權利ノ保護ニ危險アレハナリ

乙 合併株券、單獨株券

合併株券トハ數個ノ株式ニ對シテ一通ノ株券ヲ發行スルモノニシテ此株券ニハ法律ノ規定ニハアラサルモ其表彰スル株式ノ數ヲ記載スルコトハ有要ナリ、單獨株券トハ一箇ノ株式ニ對シテ一通ノ株券ヲ發スルモノナリ

丙 普通株券、優先株券

普通株券ハ普通ノ株式ニ對シテ發行スル株券ニシ優先株券トハ會社カ資

本増加ノ際優先株ヲ發行シタル場合ノ株券ナリ此株券ニハ優先株主ノミニ限リテ有スル權利ヲ記載スルコトヲ要ス

第五 株式ノ讓渡

株式ハ定款ニ別段ノ定メナキトキハ會社ノ承諾ナクシテ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得

株式會社ハ其本來ノ性質カ物的信用ヨリ成ルモノニシテ其株主ハ株金ヲ拂込ム外何等ノ責任ナキモノナレハ何人カ株主タルモ會社及會社ニ關係アル第三者ニ對シテ大ナル利害關係ヲ有セス殊ニ株式會社カ能ク多額ノ資本ヲ集合シ得ル所以ハ株主カ隨時隨處ニ自由ニ其株式ヲ賣買轉讓シ得ルノ便宜アルニ之レ依ル左レハ株式ノ自由讓渡ヲ許スハ當然ニシテ説明ノ要ナシ、然レトモ此規定ハ強行規定ニアラサルヲ以テ定款ニ依リテ其讓渡ヲ制限スルコトヲ得例ヘハ讓渡ニハ株主總會ノ決議ヲ要ストシ又ハ或ル時期マテハ讓渡ヲ許サストナスカ如シ株式讓渡ニ付テハ法律上一ノ制限アリ即チ

會社設立ノ登記ヲ爲ス以前ニ在リテハ之ヲ讓渡シ又ハ讓渡ノ豫約ヲ爲スコトヲ

得サルコト
 之ナリ蓋シ斯ル所以ノモノハ縱令會社ハ成立シタリトスルモ之カ登記ヲ爲ササル間ハ第三者ニ對シテ其成立ヲ主張スルコトヲ得サルカ故ニ其以前ノ株式亦不完全ナルヲ免レス從テ其權利ノ轉讓ヲ欲セサルト第二ハ單ニ株式ノ賣買ヲ目的トシテ會社ノ設立ヲ發起シ事業其モノヲ抛擲スルノ弊ヲ防カンカ爲メ少クトモ株金ノ四分ノ一以上ヲ拂込ミテ之カ登記ヲ受ケタル後ニアラサレハ之ヲ許ササルコトトセシナリ然レトモ株式讓渡ノ豫約ヲ許ストキハ其弊ノ及フ所株式讓渡ヲ許スト選フ所ナキヲ以テ之レ亦法律ノ禁止スルトコロトナリシナリ
 株式ノ讓渡ハ當事者間ニ於テハ他ノ權利ト同シク契約ト同時ニ其權利ハ讓受人ニ移轉スルモノナリ然レトモ記名株式ノ移轉ハ取得者ノ氏名住所ヲ株主名簿ニ記載シ且ツ其ノ氏名ヲ株券ニ記載スルニアラサレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得サルモノトス
 株主名簿トハ株主ノ何人ナルカヲ知ルカ爲メノ臺帳ニシテ左ノ事項ヲ記載セサルヘカラス

- 一、 株主ノ氏名住所
- 二、 各株主ノ株式ノ數及ヒ株券ノ番號
- 三、 各株ニ付キ拂込ミタル株金額及ヒ拂込ノ年月日
- 四、 各株式ノ取得ノ年月日
- 五、 無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其數、番號及發行ノ年月日

書式 (一) (株主名簿)

株主ノ氏名住所	東京市四谷區掛損町七番地		早耳開太
記名	株式數	株券	無記名株式
株券ノ番號	各株ニ付キ拂込タル株金額	拂込ノ年月日	讓渡年月日及讓渡人及讓受人
株	株	株	株
十株	甲種 壹號	十二圓五十錢	大正五年十一月廿五日
二十株	乙種 貳號	十二圓五十錢	大正五年十一月廿五日
			大正五年八月三日
			大正五年十一月廿五日
			大正五年八月三日

書式 (二)

株式讓渡ニ付キ株主名簿及株券ニ記載請求

●水戸市理詰町八番地

讓渡人 四角八太

東京市四谷區掛損町七番地

讓受人 早耳開太

右株主四角八太ハ其所有ノ貴會社株式十株ヲ右早耳開太ニ讓渡候ニ付キ讓受人ノ氏名住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其氏名ヲ株券ニ記載セラレ度貴會社定款第二十二條ニ依リ株券添付此段及請求候也

大正五年八月三日

右

四角八太

早耳開太

大東株式會社

取締役 大川 流 太殿

株主總會

株式會社ノ株主ハ其數極メテ多キヲ通常トシ各株主カ會社ノ業務ニ絆ハルコト能ハサルノミナラス會社本來ノ性質亦之ヲ許サス然レトモ會社ヲ組織スルモノハ株主ニシテ會社ノ利害休戚即チ株主ノ利害休戚ナル上一方業務擔當ノ任ニ在ル取締役及監査役ノ責任輕キヲ以テ會社ノ全利害ヲ擧ケテ是等擔當者ニ委スルニ堪ヘス左レハ法律ハ株主總會ナルモノヲ設ケ之ニ依ツテ會社ノ意思ヲ決定發表スル機關トス大凡會社ニ關スル重要ナル事項ハ此機關ノ議決ヲ埃ツテ執行スヘキナリ、株主總會ニ二種アリ一、定時總會二、臨時總會之レナリ

第一、招集

株主總會ハ法律ニ規定スル招集手續ヲ踐マサルヘカラス其手續ヲ埃タスシテ株主カ隨意ニ集合スルモ之レ株主總會タル效力ナキモノナリ其招集スヘキ場所ニ就テハ法律ハ何等ノ規定ヲ設ケサルモ法則上本店所在地ニ於テ之ヲ爲ササルヘカラス、招集ノ權能ヲ有スルモノハ總會ノ種類ニ依ツテ異ナル

(一) 定時總會

定時總會ハ取締役之ヲ招集スルモノニシテ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ爲ス

年二回以上利益ノ配當ヲ爲ス會社ニ在リテハ毎配當期ニ之ヲ招集セサルヘカラス

會社カ利益ノ配當ヲ爲ス時期及期間ハ定款其他ノ方法ヲ以テ會社カ自由ニ之ヲ定メ得ヘキナリ故ニ一ケ年三回ト定ムルモ四回ト定ムルモ自由ナリ二月ト云ヒ七月ト云フ亦自由ナリ然レトモ少クトモ一ケ年一回ハ一定ノ時期ニ於テ配當ヲ爲ササルヘカラス商法第五十七條ニ於テ定時總會ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ招集スルコトヲ要スト規定シ其第九十二條ニ於テ取締役ハ此總會ニ於テ準備金及利益ノ配當ニ關スル議案ヲ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要スト規定シタルニ依テ見ルモ明カナリ、年二回以上ノ配當ヲ爲ス場合モ其時期ハ必ス一定シタル時期ナラサルヘカラス或ル年ハ三月或ル年ハ五月ト云フ如ク隨時隨意ニ之ヲ爲スコトヲ得ス

定時總會ハ即此利益配當期毎ニ之ヲ招集スルモノナリ從ツテ取締役ハ獨リ之カ招集ノ權能ヲ有シナカラ其時期ニ至ツテハ左右スルコトヲ得サルナリ

(二) 臨時總會

臨時總會ハ必要アル毎ニ之ヲ招集スルモノトス

臨時總會ノ招集ヲ爲ス權限ヲ有スル者ハ一、取締役二、監査役三、株主ノ三者トス、取締役ハ絶體的權限ヲ有シ、監査役ハ會社ノ監査機關トシテ職責上必要ナリト認ムルトキ之ヲ招集スヘク、株主ニ至ツテハ一定ノ條件及一定ノ手續ヲ踐ミタル後ニアラサレハ招集ヲ爲スコトヲ得サルナリ

甲 取締役

取締役ハ株主總會招集ニ付キ絶體的權限ヲ有ス故ニ自ラ其必要アリト認メタルトキハ何時ニテモ之ヲ招集スルコトヲ得ヘク、又自ラ必要ヲ認メサルモ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ會議ノ目的タル事項及其招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ其招集ヲ請求セラレタルトキハ之ヲ招集セサルヘカラス

乙 監査役

監査役モ亦自ラ株主總會ヲ招集スルコトヲ得、即商法第百八十二條ニ監査役ハ株主總會ヲ招集スル必要アリト認メタルトキハ其招集ヲ爲スコトヲ得ト規定ス然レトモ監査役カ之ヲ招集スルニ付テハ自ラ制限アリ到底取締役ト同日ニ談スヘカラス蓋シ取締役ハ會社ノ業務全般ヲ執行ス資本ヲ増減シ、監査役ヲ改選シ、支店ヲ設置シ、目的ヲ變更シ其他諸般必要アリト認ムル事項アル毎ニ株主總會ヲ招集シテ之ヲ謀ルハ其權利ナルト共ニ義務ナリ、然レトモ監査役ニ至ツテハ其職責會社ノ業務及財産狀況ノ監視ニアリ替言スルハ取締役ノ業務執行監視ニアリ、定メラレタル定款ノ範圍ニ於テ如何ニ取締役カ其業務ヲ執行シ財産ヲ管理運行スルカヲ監視スルニ止マリ會社業務ニ付キ動的權限ヲ有セス從テ株主總會ヲ招集スルニモ其職責ノ範圍内ナラサルヘカラス例ヘハ取締役ニ於テ會社財産ノ管理ニ不正ノ廉アリ又ハ業務執行上重大ナル過失アル場合ニ之ヲ株主總會ニ報告シテ相當ナル決議ヲ埃ツカ爲メニ之ヲ招集スルコトハ爲シ得ヘシ然カモ會社ノ業務發展

上千載一遇ノ好機ヲ把持シナカラ之ヲ決議スルカ爲メニハ株主總會招集ノ權能ナキナリ

監査役ハ自發的招集ノ外ニ裁判所ノ命令ニ依リ株主總會ヲ招集スルニトアリ即チ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ノ請求ニ依リ裁判所ニ於テ検査役ヲ選任シ會社ノ業務及財産ノ狀況ヲ調査セシメタル結果必要アリト認メ監査役ニ株主總會ノ招集ヲ命シタルトキハ監査役之ヲ招集セサルヘカラス

丙 株主

株主モ亦自ラ總會ヲ招集スルコトヲ得即チ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ヨリ會議ノ目的タル事項及ヒ其招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求シタルニ取締役カ二週間内ニ其手續ヲ爲ササルトキハ請求ヲ爲シタル株主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ自ラ其招集ヲ爲スコトヲ得ルモノトス、之レ即チ少數株主權ノ一ニシテ多數專權ヲ制スル爲メ必要ナル權利ナリ此權利ハ絶體的ニシテ定款其他ノ定メヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得ス

書式 (一) (株主ヨリ總會招集請求)

株主總會招集請求

一 會議ノ目的

當會社ノ定款第四條ヲ改メ更ニ支店ヲ京都市ニ設置スルコトヲ決議スルコト

二 招集ノ理由

京都市ニ於テハ本年末大典舉行アリ且ツ來年三月ニ至レハ博覽會開設ノ舉アリ目下大小ノ建築各所ニ着手セラレ木材ノ需要一時ニ勃發セシモ由來該市ニ於テハ之カ供給者充分ナラス依ツテ當社ハ速ニ支店ヲ該市ニ設ケ其需要ニ應スルヲ得策トスルノミナラス博覽會會場ニ係ル建築工事ノ請負並ニ木材ノ供給ハ凡テ同市ニ本店又ハ支店ヲ有スル者ヨリ採ル規定ナルヲ以テ旁々支店設置ノ要アリ而カモ其要ハ目睫ニ迫ルヲ以テ來ル定時總會ヲ待ツコトヲ得ス之レ臨時總會招集ノ理由ナリ右記述ノ目的及理由ニ因リ總會招集相成度商法第六十條ニ依リ資本金

十分ノ一以上ニ當タル株主タル下名等ニ於テ此段及請求候也

大正五年八月五日

東京市四谷區掛損町七番地

株主 早 耳 開 太

何市町村番地

株主 何 某

大東株式會社代表者

取締役 大 川 流 太殿

書式 (二) (株主ヨリ總會招集許可ヲ裁判所へ申請)

株主總會招集許可申請

東京市日本橋區日本町壹番地大東株式會社株主

東京市四谷區掛損町七番地菓子商

(三十株所有) 早 耳 開 太

何市町村番地士族農

(千五百株所有)

申請ノ原因タル事實

右大東株式會社ハ木材ノ賣買及建築工事ノ請負ヲ業トスルヲ目的トスルモノニシテ會社ノ營業發展ヲ期スル爲メ此際支店ヲ京都市ニ設置スルノ要アリト認メ之ヲ決議スル爲メ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主タル申請人等ハ大正五年八月五日商法第六十條第一項規定ノ手續ヲ履ミ會社代表者取締役大川流太ニ對シ臨時株主總會ノ招集ヲ請求シタルニ自後二週間ヲ經過スルモ之カ招集ノ手續ヲ爲サス依ツテ商法第六十條第二項ニ依リ茲ニ株主總會招集許可ノ申請ヲ爲ス次第ナリ

申請ノ趣旨

別紙會議ノ目的及招集ノ理由ニ依リ申請人等ニ於テ株主總會ヲ招集スルノ許可相成度候

證據書類

一 取締役ニ對シ總會ノ招集ヲ請求シタル書面

何

某

一定款

一 何々

大正五年八月二十三日

右

早

耳

聞

太

何

某

東京地方裁判所判事

殿

(三) 招集手續

總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シテ會議ノ目的タル事項ヲ記載シテ之カ通知ヲ發セサルヘカラス
 此通知ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其者カ會社ニ通知シタル住所ニ宛ツヘク然ルトキハ通常到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス
 又無記名式株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ會日ヨリ二週間前ニ總會ヲ開クヘキ旨及會議ノ目的タル事項ヲ公告セサルヘカラス

會議ノ目的タル事項カ定款ノ變更ニ係ルトキハ前項ノ通知及公告ニ議案ノ要領ヲ記載スルコトヲ要ス

會議ノ目的タル事項トハ例ヘハ「支店設置ノ件」又ハ「會社ノ目的變更ノ件」ト云フカ如シ、議案ノ要領トハ例ヘハ「京都市ニ支店設置ノ件」又ハ「會社ノ目的ヲ木材ノ賣買建築工事ノ請負及製材ノ請負ト變更ノ件」ト云フカ如シ
以上ノ手續ハ定時總會ト臨時總會トノ別ナク之ヲ爲ササルヘカラス若シ其手續ニ誤アルトキハ無効ニ終ルコトアリ、又上述ノ期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得ス

書 式 (株主總會招集通知)

大東株式會社第二回定時總會招集通知書

一 會議ノ目的

一、 財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、監査役ノ報告書
以上承認ノ件

以上承認ノ件

二、 準備金及利益配當ノ件

三、 京都市ニ支店設置ノ件

四、 監査役鬼野庸太任期滿了ニ付キ後任者選任ノ件

二、 招集ノ場所 大東株式會社本店

三、 招集ノ日時 大正五年十一月五日午後二時

右商法第百五十六條ニ依リ及通知候也

大正五年十月十八日

京都市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社代表者

取締役 大 川 流 太

京都市四谷區掛損町七番地

株 主 早 耳 聞 太 殿

第二、 決議

(一) 決議事項

株式會社

株式會社ノ重要事項ハ大概株主總會ニ於テ決議スルモノナルヲ以テ一々茲ニ列舉スルコト能ハスト雖トモ之ヲ大別スルトキハ法律ノ規定ニ依ルモノト定款ノ定メニ依ルモノト、取締役、監査役又ハ株主ニ於テ必要ト認メ提案スルモノトニ分ツコトヲ得ヘク又タ定時總會ニ附議スヘキモノト、臨時總會ニ付議スヘキモノトニ區分スルコトヲ得

甲 定時總會ノ決議事項

定時總會ニ於テ必ス決議スヘキ事項ハ左ノ書類ノ承認之レナリ

- 1 財産目錄
- 2 貸借對照表
- 3 營業報告書
- 4 損益計算書
- 5 準備金及ヒ利益(又ハ利息)ノ配當ニ關スル議案
- 6 監査役ノ報告書

此内1乃至5ハ毎配當期ニ取締役カ必ス之ヲ調製シテ定時總會ニ提出セサ

ルヘカラサルモノ6ハ監査役カ是等ノ書類ヲ調査シテ作製シタル報告書ニシテ之レ亦必ス提出ヲ要スルモノナリ左レハ此書類ノ承認如何ヲ決議スルコトハ常ニ必ス定時總會ニ於テ之ヲ爲スモノトス故ニ之ヲ定時總會ノ專屬決議事項ト謂フ

此外法律ノ親定ニ依リ總會ノ決議ヲ必要トスル事項及定款ノ定メ又ハ取締役其他ニ於テ必要ト認メ總會ニ於ケル會議ノ目的ト爲シタル事項ハ凡テ之ヲ決議スヘキモノトス但シ是等ノ事項ハ獨リ定時總會ニ於テノミナラス臨時總會ニ於テモ決議ヲ爲スコトヲ得ルナリ

法律ニ依リ總會ノ決議ヲ必要トスル事項ハ

- 1、 前述各書類ノ承認
- 2、 定款ノ變更
- 3、 社債ノ募集
- 4、 取締役及監査役ノ選任解任
- 5、 取締役カ自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲

ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員トナルコトノ認許又ハ取締役ノ爲シタル商行爲ヲ會社ノ爲メニ爲シタルモノト看做スコト

6、定款ニ於テ取締役及監査役ノ受クヘキ報酬ヲ定メサルトキ其額ノ決定

7、會社ヲ代表スヘキ取締役ヲ定ムルコト(定款ニ於テ之カ定メアルトキハ別ナリ)

8、取締役又ハ監査役ニ對スル訴訟ノ提起(資本千分ノ一以上ニ當タル株主ノ請求アルトキハ別ナリ)

9、訴訟代表者ノ選任(同上)

10、檢査役ノ選任

11、會社ノ解散

12、會社ノ合併

等ナリトス此外清算手續ニ入りタル後株主總會ノ決議ヲ要スル事項アルモ之ハ別ニ説明スヘシ

定款ノ規定ニ依リ總會ニ付議スヘキ事項ニ至ツテハ固ヨリ會社ノ自由ニ定

ムル所ニシテ微細ナル事項マテモ一々株主總會ノ決議ヲ要スト規定スルモノト大體ヲ掲ケ他ハ取締役ニ一任スルモノトアリテ一定セスト雖モ先ツ左ニ掲クル事項ノ如キハ株主總會ニ附議スヘキモノト定ムルヲ通常トス

1、利益配當ノ時期(定款ヲ以テ之ヲ定メサルトキ)

2、株金ノ拂込時期

3、本支店所在地内ノ移轉

4、株式名義書替其他ノ手数料

5、其他凡テ重要ナル事項

取締役其他ノ提案ニ至ツテハ更ニ不定ニシテ舉示シ得ス

乙 臨時總會ノ決議事項

臨時總會ニ付議スヘキ事項ハ前掲定時總會ノ專屬決議事項ノ外悉ク之ヲ決議シ得ルモノナルヲ以テ再說スル要ナシ

(二) 議決權

各株主ハ一株ニ付キ一箇ノ議決權ヲ有ス但シ十一株以上ヲ有スル株主ノ議

決權ハ定款ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得

議決權トハ各株主カ決議ヲ爲ス上ニ有スル權利ノ分量ナリ而シテ各株主ハ其有スル株式ノ數ニ應シテ會社トノ利害關係ニ深淺アリ左レハ會社ノ事項ヲ決スルニハ株主ノ多少ニ依ラス株式ノ多寡ニ從フヲ原則トス例ヘハ各一株ヲ有スル十人ノ株主ノ贊成ヨリハ十一株ヲ有スル一人ノ株主ノ反對ニ依リテ決スヘキカ如シ然レトモ常ニ必ス株式ノ數ノミニ依ルトキハ多數ノ株式ヲ有スル者ノ專横制スヘカラスシテ各種ノ弊害續出スヘキヲ以テ十一株以上ノ株式ヲ有スル株主ノ議決權ハ定款ニ依リテ之ヲ制限シ得ルコトトナセシナリ
議決權ハ代理人ニ依リテ之ヲ行使スルコトヲ得ルモノナリ、代理人ニ依ル議決權ノ行使ハ法律ノ認メタル株主ノ絶體權利ニシテ定款ヲ以テ之ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得サルモノトス

(三) 決議ノ方法

株式會社ハ社團トシテ株主ノ意思ハ最モ尊重セサルヘカラサルモ株主全體ノ意思ノ合致ハ事實上之ヲ期待スヘカラサルヲ以テ多數決ノ原則ヲ採用スル

ハ已ムヲ得サル所ナリトス而シテ其決定スヘキ問題ノ重要ノ程度ニ依ツテ如何ナル程度ノ多數決ヲ必要トスルカノ區別生ス茲ニ通常議決ト特別議決ノ二種ヲ見ルニ至ル

甲 通常議決

通常議決トハ次項ニ掲クル特別事項以外ノ事項ヲ議決スルモノニシテ其方法ハ

出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲スモノトス

即チ其會社ノ株主數ノ幾人ナルヤ議決權ノ何箇ナルヤ等ハ之ヲ顧ミス只總會ニ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ニテ決スルナリ

無記名式株券ヲ有スル株主ハ會日ヨリ二週間前ニ其株券ヲ會社ニ供託スルニアラサレハ決議ニ與カルコトヲ得ス、又決議ニ付キ特別ノ利害ヲ有スルモノハ其議決權ヲ行フコトヲ得ス特別ノ利害ヲ有ストハ大凡各株主ハ悉ク其決議ニ付キ利害ノ關係ヲ有セザルモノナキモ其一般ノ利害關係以外特別ノ關係ヲ有スルモノヲ指ス例ヘハ株主某ヲ取締役ニ選任スルノ可否ナル間

題ニ付テハ其株主某ハ一般株主以外ニ特別ノ利害ヲ有スルカ如シ
 代理人ヲ以テ議決權ヲ行使スル場合ニ於テハ其代理人ハ代理權ヲ證スル書
 面ヲ會社ニ提出スルコトヲ要ス
 出席シタル株主トハ代理人ヲ以テスル株主ハ勿論議決權ヲ行使シ能ハサル
 モノト雖トモ其總會席上ニ出席シタルモノノ凡テヲ包含ス之レ決議ニ與カ
 ルト出席トハ自ラ別ナレハナリ
 定款ノ規定ヲ以テスルモ株主ノ書面表決ハ無効ナリ
 取締役及監査役モ株主トシテ當然其議決權ヲ行使スルコトヲ得但シ特別ノ
 利害關係アルトキハ別ナリ
 議場ヲ主宰スル者即チ議長タルヘキ者ハ通常定款ヲ以テ之ヲ定メ取締役ノ
 一人之ニ當ルヲ例トス然レトモ若シ此定メナキトキハ先ツ之カ選舉ヲ爲サ
 サルヘカラス此場合何人ヲ選舉スルモ差支ナシ
 但シ株主ノ一人タルヘキハ勿論ナリトス又其選舉ハ議決權ノ過半數ニ依ル
 ヘキコトモ論ナシ

可否同數ノ場合ハ如何決議ハ必ス過半數ヲ要スルヲ以テ此場合其議題ハ否
 決セラレタルモノナリ決シテ議長ノ決ニ依ルヲ許サス若シ之ニ反スルトキ
 ハ無効ナリ、尤モ議長ハ自ラ議決權ヲ有スルヲ以テ議長ノ議決權ヲ除キ同
 數ナルトキハ當然議長ノ決スル處トナルヘシ
 取締役ハ業務執行者トシテ總會ニ出席スル要アリ然カモ總會ハ取締役ヲ離
 レテ其意思ヲ決定スルコトヲ得ルモノナルヲ以テ取締役ノ出席ノ有無ハ必
 スシモ總會ノ必要條件ニアラス從テ取締役ノ出席ナクトモ總會ハ有效ニ決
 議ヲ爲スコトヲ得
 總會ニ於テハ決議録ヲ作ラサルヘカラス其作成ニ付テ法律ハ何等ノ方式ヲ
 規定セサルモ左ノ事項ヲ記載スルコトハ必要ナリ

- 一、 會議ノ目的
- 二、 決議シタル事項及其可否ノ議決權
- 三、 出席シタル株主ノ數及其議決權
- 四、 開會及ヒ閉會ノ日時及場所

五、其他必要ト認メタル事項
乙 特別議決

特別議決トハ法律カ特ニ重要ナル事項ト認メタル件ニ付キ其決議ノ方法ヲ慎重ニシタルモノニシテ其事項ハ

- 1、定款ノ變更
- 2、社債ノ募集
- 3、解散
- 4、合併

之レナリ此事項ノ決議ヲ爲スニハ

總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當タル株主出席シ其議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

總株主ノ數トハ記名式株券ヲ有スル株主及無記名式株券ヲ有シテ會日前一週間ニ其株券ヲ會社ニ供託シタル株主ノ總數ヲ謂フ

例ヘハ實際ノ株主數百名ナリトスルモ其内二人ノ無記名式株券所有者カ株

券ヲ供託セサルトキハ此二人ヲ除外シ九十八人ヲ總株主ノ數トシテ計算議決スルナリ

以上ノ手續ニ依リ決議スルヲ本來トス然レトモ若シ右員數ノ株主カ出席セサルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得ルモノナリ

此場合ニ於テハ各株主ニ對シテ其假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ且ツ無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其趣旨ヲ公告シ更ニ一ヶ月内ニ第二回ノ株主總會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二回ノ株主總會ニ於テハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決スルモノトス但シ會社ノ目的タル事業ノ變更ニハ此假決議ノ方法ヲ取ルコトヲ得サルモノトス

特別議決ノ場合ニ假決議ノ方法ヲ許シタルハ既ニ一度假決議ヲ爲シ其旨通知シタル以上第二回總會ニ出席セサル者ハ其假決議ニ異議ナキモノト看做スコトヲ得ヘキヲ以テナリ然カモ目的ノ變更ニ至ツテハ事餘リニ重大ナル

ヲ以テ此便宜法ヲ許ササルナリ
普通議決ノ場合ニ於テ述ヘシ無記名式株券所有者ノ議決權行使、特別ノ利
害ヲ有スル者ノ議決權行使、代理人ニ依ル議決權行使、出席シタル株主ト
ハ如何、議長、採決、其他ノ事項ハ特別議決ノ場合ニ於テモ亦同シ

書式 (假決議ノ趣旨及第二回總會招集通知)

大正五年九月一日當會社定款變更ノ爲メ當會社本店ニ招集セシ臨時總會
ニ於テハ出席株主二十一名ニシテ總株主ノ半數以上ニ當ラサリシモ其出
席株主ノ議決權千八百個ニ對スル千二百個即チ過半數ヲ以テ左ノ假決議
ヲ爲シタリ

一 京都市ニ支店ヲ設置スルコト

依ツテ更ニ右假決議ノ認否ヲ決スル爲メ大正五年九月二十日午前十時當
會社本店ニ第二回株主總會ヲ招集致候
商法第二百九條ニ依リ右假決議ノ趣旨及第二回總會招集及通知候也

大正五年九月二日

大東株式會社代表者

取締役 大川 流 太

東京市四谷區掛損町七番地

株主 早耳 聞 太殿

(公告文ハ右通知書ニ依リ推知シ得ラルルニ付書式略)

丙 定款ノ規定ニ依ル議決方法

以上述ヘシ甲、乙ハ則チ法定ノ議決方法ナリ然ルニ會社ハ右方法以外適
當ト認ムル議決ノ方法ヲ定ムルコトヲ得即成ル事項ハ總株主ノ半數以上ノ
贊否ニ依ルニアラサレハ之ヲ決スルコトヲ得スト規定シ或ル事項ハ絶體ニ
變更ヲ許サスト定ムルカ如シ

然レトモ法律ノ規定シタル議決ノ方法ハ其最モ輕キ條件ヲ規定シタルモノ
ナルヲ以テ如何ニ定款ヲ以テスルモ夫レ以上輕易ノ條件ニ出ツルヲ得ス即
チ普通議決ノ事項ニ當ルモノハ必ス出席株主ノ議決權ノ過半數以上タルヘ
ク、特別議決ノ事項ニ當ルモノハ亦前述セシ以上ノ議決權ヲ以テ決スヘキ

ナリ換言スレハ定款ヲ以テシテハ法律ニ定メタル以上ノ條件バ之ヲ定ムル
コトヲ得ルモ以下ノ條件ヲ以テスルコトヲ得サルナリ

書式 (決議録)

大東株式會社第二回株主總會決議録

一 會場

東京市日本橋區日本町壹番地大東株式會社本店

一 開會年月日

大正五年十一月五日

一 商法第五十六條ニ依リ各株主ニ通知シタル及公告シタル會議ノ目
的

一 左ノ書類承認ノ件

財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書

一 準備金及利益配當ノ件

一 京都市ニ支店設置ノ件

△一 監査役鬼野庸太任期滿了後任者選任ノ件

△二 株主總數 七十二人

内

記名式株券所有者

六十一人

無記名式株券所有者ニシテ會日ヨリ一週間前其株券ヲ當會社ニ供

託シタル者

十一人

△一 會社資本金 五十萬圓

午前十時十分議長取締役大川流太議長席ニ就キ開會ヲ宣ス

一 出席株主數 四十一人 此議決權 千二十三個

△ 内

記名式株券所有者 三十五人 此株式金額 二十九萬圓

無記名式株券所有者ニシテ會日前一週間ニ其株券ヲ會社ニ供託セ

シモノ 六人 此株式金額 十二萬圓

△即チ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當タル株主出席シタリ

株式會社

一 決議シタル事項及其可否ノ議決權

一 左ノ書類ハ總議決權ヲ以テ一括シテ之カ承認ヲ決議ス

財產目錄 貸借對照表 營業報告書 損益計算書

二 準備金及利益ノ配當ニ關スル件ハ議決權八百九十個ヲ以テ取

締役ノ提出シタル議案ヲ變更シテ左ノ通り決議ス

當期純益金 二萬八千三百圓

內

法定準備積立金 千四百十五圓

株主配當金 一萬二千五百圓

後期繰越金 一萬四千三百八十五圓

三 京都市ニ支店設置ノ件ハ議決權五百四十個ヲ以テ否決ス

四 監査役鬼野庸太ノ後任ハ總議決權ヲ以テ同人ノ再選ヲ決議ス

右決議ヲ了ヘテ午後一時二十分議長閉會ヲ宣ス

大正五年十一月五日

東京市日本橋區日本町壹番地大東株式會社本店ニ於テ

大東株式會社取締役

大 川 流 太

輕 石 浮 太

日 取 太

同 監 査 役

鬼 野 庸 太

注 會議ノ目的カ定款ノ變更其他特別議決ヲ要スル事項ニアラサルト

キハ△印ヲ付シタル項目ハ之ヲ省クヲ可トス

第三 決議無効ノ主張

總會招集ノ手續又ハ其決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ反スルコトヲ理由トスル
トキハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テノミ其決議ノ無効ヲ主張スルコトヲ
得ルモノトス

例ヘハ株主ニ對スル招集ノ通知カ會日ヨリ二週間前ナラサル如キ代理權ヲ證ス
ル書面ヲ差出ササル代理人ヲシテ議決權ヲ行使セシメシカ如キ又ハ特別ノ利益

ヲ有スル者ヲシテ決議ニ與ラシメシカ如キハ何レモ正當ナル決議ニアラス左レハ斯ル場合ハ前記三者ニ於テ決議無効ノ訴ヲ爲スコトヲ得ルモノトセシナリ
 本來斯ル決議ハ決シテ正當ナルモノニアラサルヲ以テ何人ノ主張ナキモ無効タルヘキ筈ナリ然レモ總會ノ決議トシテ不法ナリトモ一端成立シタルモノナルヲ以テ株主全體ニ於テ異議ナキトキハ強ヒテ之ヲ無効トナス必要ナシ但シ斯ク言フハ招集ノ手續又ハ其決議ノ方法カ違法ナル場合ニ限り決議シタル事項其モノカ法令ニ反スルトキハ絶體ニ無効ナルハ論ヲ埃タス
 既ニ法律ニ於テ招集ノ手續又ハ決議ノ方法カ違法ナルノミナル場合ハ其無効ヲ主張スル者ナキ間ハ之カ成立ヲ認ムル以上永ク其決議ヲ不確定ノ状態ニ置クハ得策ニアラス故ニ決議ノ日ヨリ一ヶ月内ニ限り無効ヲ主張スルコトヲ許ス而シテ此期間内ニ於テ取締役又ハ監査役カ無効ノ訴ヲ起スニハ何等ノ制限ナキモ株主ニシテ之カ訴ヲ起サンニハ

- 1、總會ニ出席シテ決議ニ對シテ異議ヲ述ヘタル者
- 2、正當ノ理由ナクシテ總會ニ出席スルコトヲ拒マレタルモノ

ノ二者ヲ主トス此二者ハ何人ニ對スル招集手續ノ違法モ何事ニ對スル決議ノ方法ノ不當モ之ヲ理由トスルコトヲ得殊ニ後者ハ出席ノ拒止其モノカ理由タリ又出席セサリシ株主ニシテ無効ノ訴ヲ起サンニハ
 自己ニ對スル招集ノ手續カ法令又ハ定款ニ反スルコトヲ理由トシテノミ訴ヲ起スコトヲ得

株主ニシテ決議無効ノ訴ヲ起シ得ルハ前記三者ノミ猶株主ニシテ右無効ノ訴訟ヲ提起シタルトキハ會社ノ請求ニ依リ相當ノ擔保ヲ供セサルヘカラス之レ徒ニ會社ヲ擾亂シテ其間利益ヲ占メントスルモノナキヲ保セサレハナリ
 決議無効ノ訴ノ提起及口頭辯論ノ期日ハ取締役ニ於テ遲滯ナク之ヲ公告セサルヘカラス

決議シタル事項ノ登記後其決議ヲ無効トスル判決確定シタルトキハ本支店所在地ニ於テ其登記ヲ爲ササルヘカラス但シ此登記ハ裁判所ノ囑託ニ依リ登記官吏之ヲ爲スモノトス

書式 (一) (決議無効ノ訴狀)

株主總會決議無效宣告請求ノ訴

東京市四谷區掛損町七番地菓子商

大東株式會社株主

原告 早 耳 聞 太

東京市日本橋區日本町壹番地

被告 大東株式會社

代理人 取締役 大 川 流 太

請求ノ一定ノ目的

大正五年十一月五日大東株式會社本店ニ於テ爲シタル同會社株主總會ノ決議無効ノ宣告

請求ノ一定ノ原因

原告ハ被告大東株式會社ノ株主ナル處被告會社取締役ハ大正五年十一月五日被告會社本店ニ於テ第二回株主總會ヲ招集シ別紙記載事項ヲ決議シタリ然ルニ原告ニ對スル該總會招集通知書ハ同年拾月二十五日之ヲ郵便ニ付シ

タルモノニシテ商法第一百五十六條ノ規定ニ違反ス依ツテ同法第六十三條ニ依リ其決議ノ無効ノ宣告ヲ請求スル次第ナリ

一定ノ申立

大正五年十一月五日大東株式會社本店ニ於テ爲シタル被告大東株式會社第二回株主總會ノ決議無効ノ宣告相成度候也

證據方法

- 一 總會招集通知書
- 一 決議錄謄本
- 一 何々

大正五年十一月七日

右

早 耳 聞 太

東京地方裁判所判事

殿

書 式 (二) (決議無効ノ提起及口頭辯論期日公告)

株式會社

大正五年十一月五日當會社本店ニ招集セシ第二回株主總會ノ決議ニ對シ同月七日株主ヨリ決議無効ノ訴訟ヲ提起シ本年十二月十日ヲ以テ口頭辯論ノ期日ト定メラレタリ

右商法第六十三條ノ二ニ依リ公告ス

大正五年十一月十日

大東株式會社

取締役

株式會社ハ多數ノ株主ヨリ成ルヲ以テ株主カ各自ニ業務執行ノ任ニ當ル能ハサルハ素ヨリナリ左レハ重要ナル或ル種ノ事項ハ株主總會ニ於テ之ヲ決議スト雖トモ内外ニ對スル業務ノ執行ニ至ツテハ別ニ機關ヲ要ス其機關即取締役ナリ

第一 選任

取締役ハ株主總會ニ於テ株主中ヨリ三人以上ヲ選任スルモノトス

但シ會社設立ノ際ニ限リ發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ發起人之ヲ選

任シ、發起人以外ニ株主ヲ募集シタルトキハ創立總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

此以外ノ方法ニ依リテハ絶體ニ取締役ヲ選任スルコトヲ得ス

取締役ハ會社ノ業務執行上重大ナル權利ヲ有スル者ナルヲ以テ會社ト利害ノ關係ヲ等フスル者之ニ任スルヲ安全トス左レハ之カ任ニ當ル者ハ必ス株主タルコトヲ要スルノミナラス定款ニ於テ定メラレタル株式ノ數ヲ所有スル者タルヘク且ツ其任期中株式ヲ處分シ會社ト利害ノ關係ヲ脱却シ又ハ薄フスルコトヲ防クカ爲メニ其株券ヲ監査役ニ供託スヘキモノトス

取締役ニ選任セラレタル者ハ其選任ヲ辭スルコトヲ得サル規定ナシ左レハ普通ノ法則ニ從ツテ諾否共ニ自由ナリ

會社設立ノ際ニ於ケル取締役ノ登記ニ付テハ既ニ之ヲ說ケリ既設會社ニ於テ新ニ取締役ヲ選任シタルトキハ其選任後二週間内ニ本支店所在地ニ於テ之カ登記ヲ爲ササルヘカラス

登記ノ申請ハ總取締役之ヲ爲スモノニシテ申請書ニハ總會ノ決議録ヲ添付スル

コトヲ要ス

書式 (一)

株式會社取締役選任登記申請

一 商號 大東株式會社

一 本店 東京市日本橋區日本町壹番地

一 登記ノ目的 取締役選任ノ登記

一 登記ノ事由 大正五年拾壹月五日株主總會ノ決議ニ依リ左記ノ

者取締役ニ選任セラレタルニ付キ本店所在地タル當所ニ於テ之カ登記ヲ

求ム

東京市淺草區醉屋町貳番地

酒 尾 吞 太

金七圓 (支店所在地ニ於テハ壹圓五拾錢)

一 登録稅

一 添付書類 株主總會決議錄

壹通

右登記相成度此段及申請候也

大正五年拾壹月七日

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大 川 流 太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕 石 浮 太

東京市赤坂區嵐町參番地

取締役 日 取 太

東京市淺草區醉屋町貳番地

取締役 酒 尾 吞 太

東京區裁判所御中

株式會社

書式(二)

株式會社登記變更申請

一 商號 大東株式會社

一 支店 大阪市東區朝鮮町貳番地

一 登記ノ目的 取締役變更ノ登記

一 登記ノ事由 取締役酒尾吞太ハ任期滿了ニ付キ大正六年貳月五日

日退任シ大川流太、輕石浮太ハ任期滿了ノ處株主總會ニ於テ再選セラレ

大正六年貳月五日重任シタルニ付キ支店所在地タル當所ニ於テ之カ登記

ヲ求ム

一 登録稅 金壹圓五拾錢 (本店所在地ニ於テハ七圓)

一 添付書類

本店所在地ニ於テハ登記謄本 壹通 (本店所在地ニ於ケル申請書ニハ株主總會決議錄添付)

右登記相成度此段及申請候也

大正六年貳月七日

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大川流太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕石浮太

東京市赤坂區嵐町參番地

取締役 日取ル太

大阪區裁判所御中

第二 取締役ニ選任セララルコトヲ得ル者

取締役ニ選任セララルコトヲ得ルニハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

一 株主タルコト

法律ニハ所有スヘキ株式ヲ制限セス故ニ株主タレハ足ル然レトモ法律ハ一

株式會社

方ニ於テ取締役カ有スヘキ株式ノ數ヲ定款ニ記載スヘキコトヲ命ス故ニ其有
スヘキ數ハ會社カ自由ニ之ヲ定ムルコトヲ得ルト雖トモ取締役タルニハ其定
メタル株式ノ數ハ必ス之ヲ所有セサルヘカラス

二 左ノ一ニ該當セサル者タルコト

- 1 破産宣告ヲ受ケタル債務者ニシテ復權ヲ得サル者(但シ此内ニハ家資分
散ノ宣告ヲ受ケタル又ハ身代限リノ處分ヲ受ケタルモノニシテ未タ其債
務ヲ完済セサルモノヲ含ム)

2 禁治産者

本號ニ付テハ異論アルモ余ハ此ク信ス

3 其會社ノ監査役

右條件ヲ有スル者ハ何人ニテモ取締役ニ選任セララルル資格ヲ有スルモノトス
故ニ左ノ三者モ亦資格ヲ有ス

1 未成年者

2 準禁治産者

3 妻

第三 取締役ノ員數

取締役ノ員數ハ必ス三人以上ナラサルヘカラス
之レ法定ノ最少限ナリ之レ以上ハ各會社自由ニ其數ヲ定ムルコトヲ得、會社カ
定款ニ於テ其數ヲ五名又ハ六名ト云フ如ク確定シタルトキハ常ニ其規定シタル
數ノ取締役ノ在任ヲ必要トス定款ニ於テ之ヲ定メサルトキハ三人以上ノ取締役
アレハ其數ノ多少ハ之ヲ問ハサルナリ故ニ例ヘハ總會ニ於テ五名ノ取締役ヲ選
任シタルニ其内ノ二人カ任務終了シテ退任シタリトスルモ猶之ヲ補填セサルヘ
カラサルモノニアラス然レトモ或ル取締役カ退任シタル爲メ定款ニ規定シタル
數ノ取締役ナキニ至ルカ又ハ定款ニ其員數ヲ規定セサル場合ニ法定ノ最少數即
チ三人ニ足ラサルトキハ直ニ之ヲ補填セサルヘカラサルノミナラス其補填ヲ了
シテ新ニ選任セラレタル取締役カ就職スルマテハ前ノ取締役ハ仍其職務ヲ行ハ
サルヘカラサル義務アリ又同時ニ其權利アルナリ

第四 職務及權限

取締役ノ職務ハ内外ニ對シテ會社ノ業務ヲ執行スルニアリ此業務執行ナル語ハ甚タ廣汎ノ意義ヲ有シ監査役、検査役又ハ訴訟代表者ノ職務ノ範圍ニ屬スル僅少ノ事項ノ外ハ悉ク取締役ノ職務ニ屬ス即チ

- 1 會社ノ目的ヲ達スルニ必要又ハ有益ナリト認ムヘキ事項
- 2 會社財産ノ管理處分ニ關スル事項
- 3 會社ノ權利ノ保存行使ニ關スル事項
- 4 會社使用人ノ選任又ハ解任ニ關スル事項
- 5 會社ノ帳簿書類ノ設備、記載、保存ニ關スル事項
- 6 會社ノ計算ニ關スル事項

等皆其職務ナリ

但シ之等ノ事項ヲ執行スルニシテモ定款ニ定メタル順序方法ニ依據シ且ツ株主總會ノ決議シタル趣旨ニ背クヘカラサルハ勿論ナリ

(一) 職務執行

會社ノ業務ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ取締役ノ過半数ノ決議ヲ以テ之ヲ

執行スルモノトス

之レ合名會社ニ於テ說キシ如ク各取締役カ隨意ニ業務ヲ執行スルトキハ相抵触シテ會社ノ爲メニ不利益ノ結果ヲ生スヘキヲ慮リタルト同時ニ其横恣ヲ防クカ爲メナリ

定款ニ於テ或ル事項ハ總取締役ノ同意ニ依ルコトヲ要スト規定シ又ハ或ル事項ハ各自專行スルコトヲ得ト規定シ其外執行方法ヲ特定シタルトキハ其規定ニ從ハサルヘカラス

會社ノ常務ハ如何ニ之ヲ執行スヘキヤ、各取締役專行スルコトヲ得ヘキヤ、又ハ過半数ノ決議ヲ要スルヤ、合名會社ニ於テハ民法ノ組合ニ關スル規定ヲ準用スルヲ以テ各社員專行スルコトヲ得ルモ株式會社ニ付テハ此規定ナシ故ニ理論トシテハ凡テ過半数ノ決議ヲ要ス之ヲ以テ定款作成ニ當ツテ宜シク相當ノ規定ヲ設クヘキナリ

(二) 取締役ノ代理權

取締役ハ各自會社ヲ代表スル權限ヲ有ス

定款又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ取締役中會社ヲ代表スヘキ者ヲ定メタルトキハ其取締役ノミ各自會社ヲ代表スル權限ヲ有ス
 又數人ノ取締役カ共同シ若シクハ取締役カ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルトキハ其定メラレタル者カ共同シテノミ會社ヲ代表スル權限ヲ有ス
 即チ定款又ハ株主總會ニ於テ別段ノ定メヲ爲ササルトキハ各取締役ハ何レモ單獨ニ會社ヲ代表スル權限ヲ有スルモノナルモ若シ定款又ハ株主總會ニ於テ其内ノ甲又ハ乙若クハ甲及乙ト規定シタルトキハ其者ノミ代表權ヲ有ス又代表方法トシテ甲、乙共同シ又ハ甲ト支配人ト共同シテ代表スヘキ旨ヲ定メタルトキハ其方法ニ從ツテノミ代表權ヲ有スルモノナリ
 而シテ取締役カ各自單獨ニ會社ヲ代表スルコトハ原則ナリ、其他ノ一人又ハ數人ニ限リ又ハ其代表方法ヲ制限スルハ變則ナリ、故ニ原則ニ從ツテ各取締役カ會社ヲ代表スル場合ハ之レ當然ナルヲ以テ別ニ之ヲ公告スル必要ナキモ變則ノ方法ニ至ツテハ是非共之ヲ公告スル要アリ然ラサレハ内外共ニ不測ノ

不利益ヲ蒙ルニ至ルヘシ故ニ特ニ代表取締役ヲ定メ又ハ代表規定ヲ設ケタルトキハ之ヲ登記セサルヘカラサル事トセリ之ニ變更ヲ生シタルトキ亦同シ
 會社ヲ代表スル取締役即定款又ハ株主總會ニ於テ特ニ定メタル代表取締役若シ之ヲ定メサルトキハ總取締役ハ會社ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス
 會社ヲ代表スル取締役ハ各自會社ヲ代表スルモノナルヲ以テ(共同代表ノ場合ハ其規定ニ從ツテ各共同シテ)其一人ノ取締役カ會社ノ爲メニ爲シタル法律行爲ハ會社ノ爲メニ效力ヲ生スヘク第三者カ一人ノ取締役ニ對シテ爲シタル法律行爲ハ會社ニ對シテ其效力ヲ生ス
 然ラハ曩ニ説キタル會社ノ業務ハ取締役ノ過半數ノ決議ヲ以テ之ヲ執行ストハ如何各自會社ヲ代表スル規定ト矛盾セサルカ否決シテ矛盾セサルナリ過半數ノ決議ヲ以テ業務ヲ執行ストハ一言ニシテ言ヘハ其業務ハ如何ニ執行スヘキヤヲ決スルニアリ例ヘハ何某ト何々ノ取引ヲ爲スヘキヤ否ヲ決スルハ過半數ノ決議ニ因ラサルヘカラス然レトモ之ヲ決シタル以上其取引ハ代表ノ權ア

ル各取締役カ會社ヲ代表シテ單獨ニ相手方ト取引ヲ爲シ得ルナリ故ニ代表取締役ニシテ内部ニ於ケル之等ノ手續ヲ履マス隨意ニ第三者ト法律行爲ヲ爲サシカ其行爲ハ會社ニ對シテ有效ナリト雖トモ依ツテ生シタル損害ニ付テハ辨償ノ責ヲ負ハサルヘカラス

代表取締役ノ權限ハ前述ノ如クナルモ會社ハ之ニ對シテ制限ヲ加フルコトヲ得即某ノ事件ニ付テハ某取締役會社ヲ代表ス、某ノ件ハ何某ト何某ト共同スルニアラサレハ會社ヲ代表シテ第三者ト法律行爲ヲ爲ス權限ヲ有セスト定ムルカ如シ、此制限ハ定款又ハ株主總會ノ決議ニ依リテノミ爲スコトヲ得ヘキモノトス、然レトモ會社ヲ代表スヘキ取締役ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得サルナリ故ニ其制限ヲ知ラサル第三者カ其取締役ノ權限外ノ事項ヲ其取締役ト契約シタル如キ場合ニハ會社ハ依然其責ヲ負ハサルヘカラス

書式

會社ヲ代表スル取締役ノ登記申請

一 商號

大東株式會社

一 本店

東京市日本橋區日本町壹番地

一 登記ノ目的

會社ヲ代表スヘキ取締役ノ登記

一 登記ノ事由

株主總會ノ決議ニ依リ大正六年參月拾日取締役大

川流太ヲ以テ會社ヲ代表スヘキ取締役ト定メタルニ付キ之レカ登記ヲ求ム

一 登録稅

金七圓 (支店所在地ニ於テハ壹圓五拾錢)

一 添付書類

株主總會ノ決議錄

壹通

右登記相成度此段及申請候也

大正六年參月拾貳日

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大川流太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕石浮太

東京市赤坂區風町參番地

取締役 山口取太

東京區裁判所御中

第五 取締役ノ責任

(一) 會社ニ對スル責任

取締役ト會社トノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ故ニ取締役ハ善良ナル管理
者ノ注意ヲ以テ會社ノ業務ヲ執行セサルヘカラス就中取締役ハ株主總會ノ
認許アルニ非サレハ自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行
爲ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ
得サルモノナリ之レ既ニ取締役ナル者カ會社ノ爲メ善良ナル管理者タルヘキ

位置ニ居リ會社ノ爲メニ利益ヲ計ラサルヘカラサルモノナル以上苟モ會社ト
競争的行爲ヲ避クヘキハ當然ナルノミナラス會社ノ内情ニ通スルモノカ會社
ノ方針計畫ヲ利用シテ自己ノ利益ヲ計ルコトアランカ會社ノ蒙ルヘキ損害測
ルヘカラス之レ此規定アル所以ナリ而シテ若シ取締役カ此規定ニ反シテ自己
ノ爲メニ商行爲ヲ爲シタルトキハ株主總會ハ之ヲ以テ會社ノ爲メニ爲シタル
モノト看做スコトヲ得ルナリ之ト同様ノ事柄ハ合名會社ノ部ニ於テ詳說セシ
ヲ以テ略ス但シ監査役ノ一人カ其行爲ヲ知りタル時ヨリ一ヶ月間之ヲ行ハサ
ルトキ又ハ行爲ノトキヨリ一年ヲ經過シタルトキハ消滅スルナリ
又取締役ハ監査役ノ承認ヲ得タルトキノ外自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ト取
引ヲ爲スコトヲ得サルモノナリ之レ則チ同一事件ニ付キ双方ノ利害一致スル
コトハ尠カルヘキヲ以テナリ然レトモ時ニ或ハ双方ノ利便トナルコトナシト
セス故ニ監査役ノ承認ヲ得タル場合ハ之ヲ許スコトトセシナリ而シテ此場合
會社ヲ代表スヘキモノハ他ノ取締役ナラサルヘカラス
取締役ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ會社ノ業務ヲ行ハサルヘカラス又其執

行ハ取締役會ノ決議ニ依ルモノナリ左レハ取締役カ其任務ヲ怠リタルカ爲メ會社ニ損害ヲ及ホシタルトキハ總取締役連帶シテ賠償ノ責ニ任セサルヘカラス但シ定時總會ニ於テ取締役ヨリ提出シタル書類ヲ承認シタルトキハ取締役ニ不正ノ行爲ナキ限り其責任ヲ解限シタルモノト看做ス

(二) 第三者ニ對スル責任

取締役カ會社ヲ代表シテ取引ヲ爲シタル場合ハ勿論會社カ其責任ヲ負フヘキハ當然ナリ然レトモ若シ法令又ハ定款ニ反スル行爲ヲ爲シテ第三者ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ如何此場合取締役ハ第三者ニ對シテ賠償ノ責任アリ然ラハ更ニ進ミテ株主總會ノ決議ニ從ツテ取締役カ法令又ハ定款ニ反スル行爲ヲ爲シ仍テ第三者ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ如何取締役ハ株主總會ノ決議ヲ執行スヘキ任ニアル者ナルヲ以テ此場合責任ナキカ如シ然レトモ我商法ハ猶連帶シテ賠償ノ責ニ任スヘキモノトセリ

(三) 株主及債權者ニ對スル責任

法律カ明文ヲ以テ株主及第三者ニ對スル取締役ノ責任ヲ認メタルモノハ即

チ左ノ書類ヲ閲覽セシムルコト之ナリ

甲 本店及支店ニ備ヘ置キタル左ノ書類

- 1 定款
 - 2 創立總會ノ決議錄
 - 3 株主總會ノ決議錄
 - 4 優先株主總會ノ決議錄
- 乙 本店ニ備ヘ置キタル左ノ書類

- 1 株主名簿
- 2 社債原簿
- 3 定時總會ニ提出スヘキ左ノ書類

- イ 財産目錄
- ロ 貸借對照表
- ハ 營業報告書
- ニ 損益計算書

ホ 準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案
ヘ 監査役ノ報告

右ノ書類中甲ハ取締役カ必ス本店及支店ニ備ヘ置カサルヘカラサルモノ乙ハ必ス之ヲ本店ニ備ヘ置カサルヘカラサルモノニシテ株主及債權者ヨリ營業時間内ニ閲覽ヲ求メラルルトキハ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ之ニ背クトキハ過料ニ處セラルヘシ

右ノ書類中ニハ既ニ之ヲ説明セシモノアリ然ラサルモノハ順次後ニ之ヲ説明スヘシ

第六 取締役ト會社トノ訴訟

取締役ハ其在任中一個ノ資格ヲ以テ會社トノ間ニ取引ニ關シ、業務ニ關シ若クハ其他ノ事項ニ付キ訴訟ノ起ル場合アリ、普通訴訟ニ際シテ會社ヲ代表スヘキモノハ取締役ナルモ自ラ原被兩造ノ位置ニ立ツヘカラサルヲ以テ此場合會社ヲ代表シテ訴訟行爲ヲ爲スヘキ者ハ監査役其任ニ當ルヲ通則トシ株主總會ニ於テ特ニ他人ヲシテ會社ヲ代表シテ訴訟行爲ヲ爲スヘキ事ヲ決議スルカ又ハ株主

ノ請求ニ依リ訴ヲ提起スル場合ニ其株主ニ於テ特ニ代表者ヲ指定シタルトキノミ監査役以外ノ者之ニ當ル

取締役ニ對スル訴訟ハ株主總會ノ決議ニ依リ之ヲ起スヲ通常トス、然レトモ株主總會ニ於テ取締役ニ左祖スル者多數ナルトキハ取締役ノ責任明確ナルニ拘ラス途ニ其責任ヲ問フコトヲ決議スル能ハサル場合アリ此場合ニハ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ハ訴訟ノ提起ヲ監査役ニ請求スルコトヲ得ルモノトス

右述ヘタル株主總會ノ決議又ハ株主ノ請求アルトキハ會社ハ一ヶ月内ニ訴訟ヲ提起セサルヘカラス、但シ株主カ訴訟ノ提起ヲ請求スル場合ニハ監査役ノ請求ニ依リ相當ノ擔保ヲ供セサルヘカラス之レ蓋シ株主カ濫リニ會社ヲ騷カスカ爲メニ訴訟ノ提起ヲ請求スル弊ヲ防クカ爲メナリ而シテ若シ會社敗訴シタルトキハ右ノ株主ハ會社ニ對シテ損害賠償ノ責任ヲ負フ

第七 取締役ノ報酬

取締役ニ對スル報酬ハ定款ニ其定メナキトキハ株主總會ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第八 任期

取締役ノ任期ハ三ケ年ヲ超ユルコトヲ得サルモノトス
 之レ法律ニ定メタル最長任期ナルヲ以テ此範圍ニ於テ定款又ハ株主總會ニ依リ
 適宜其任期ヲ定ムルコトヲ得、蓋シ取締役ノ適否ハ會社事業ノ隆否ヲ支配スヘ
 キモノナルヲ以テ長期間同一人ヲシテ其位置ヲ占メシメ改選ノ機會ナキハ會社
 ノ利益ニアラサルヲ以テ其任期ヲ局限シタルナリ故ニ任期到達ノ上適任者ト認
 ムルトキハ株主總會ニ於テ何回ニテモ再選スルコトヲ得ルナリ
 又此任期ハ必スシモ一定シ置クコトヲ要セス只再選ノ手續ヲ踐マスシテ同一人
 ヲシテ三ケ年以上其位置ヲ占メシメサルナリ、任期ヲ定メスシテ之ヲ選任スル
 トキハ何時ニテモ解任スルコトヲ得ヘク之ヲ解任セサルモ再選セサルトキハ三
 年ヲ經過スルコトニ依ツテ自然其位置ヲ失フヘキナリ
 取締役ノ任期ハ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至
 ルマテ之ヲ伸長スルコトヲ得ルモノナリ即チ取締役ノ最長任期ハ三ケ年ナリト
 雖モ若シ其終期カ營業年度ノ中途ニアルトキハ其退任ハ會社ニ取リテ不便少カ

テサルヘシ左レハ定款ヲ以テ其年度ノ定時總會終結マテ其任期ヲ伸長スルコト
 ヲ定ムルハ妨ケナキナリ
 猶取締役ノ任務カ終了シタル場合ニ於テ法律又ハ定款ニ定メタル員數ノ取締役
 ナキニ至リタルトキハ退任シタル取締役ハ新ニ選任セラレタル取締役カ就職ス
 ルマテハ仍取締役ノ權利義務ヲ有スルモノナルコトハ既ニ之ヲ述ヘタリ但シ其
 退任カ被産及禁治産ニ依ル場合ハ別ナリ
 取締役ノ再選ハ之ヲ登記セサルヘカラス申請手續ハ改選ノ場合ト同一ナリ

書 式 (取締役再選)

株式會社取締役再選ノ登記申請

- 一 商號 大東株式會社
- 一 支店 大阪市東區朝鮮町貳番地
- 一 登記ノ目的 取締役再選ノ登記
- 一 登記ノ事由 取締役大川流太ハ任期滿了ノ處株主總會ニ於テ再選セラレ大正六年貳月五日重任シタルニ付キ支店ノ所在地タル當所ニ

於テ之カ登記ヲ求ム

一 登録税

金壹圓五拾錢 (本店所在地ニ於テハ七圓)

一 添付書類

本店所在地ニ於ケル登記謄本 壹通 (本店所在地ニ於ケル申請書ニハ株主總會ノ決議録添付)

右登記相成度此段及申請候也

大正六年貳月七日

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大川流太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕石浮太

東京市赤坂區嵐町參番地

取締役 日取 太

東京區裁判所御中

第九 解任

取締役ハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得ルモノナリ但シ任期ノ定メアル場合ニハ正當ノ理由ナクシテ其任期前ニ解任セラレタルトキハ取締役ハ會社ニ對シテ其解任ニ依リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

取締役ト會社トノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フモノナルヲ以テ會社ハ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得ルハ當然ナリ然レトモ取締役ハ其在任中一身ヲ會社ノ爲メニ用ヒサルヘカラス又過失アルトキハ會社ニ對シテ其責ニ任セサルヘカラス左レハ會社ノ取締役ト爲リタルトキハ他ノ職務ヲ抛チテ専心之ニ從事スルコトアルヘキハ當然ナリ然カモ任期ノ定メナキトキハ止ム若シ之カ定メアルトキハ其任期中ハ正當ノ理由ナキ限り解任セラレサルヘキ意思ヲ以テ就職シタルモノナリ、然ルニ正當ノ理由ナクシテ解任セラレ其損害ヲ償フニ途ナキカ如キ

ハ不當ナリ故ニ會社ニ對シ之カ賠償ヲ請求シ得ルコトトセシナリ
取締役ヲ解任シタルトキハ二週間内ニ本支店所在地ニ於テ之カ登記ヲ爲スコト
ヲ要ス

申請ハ總取締役之ヲ爲スヘク株主總會ノ決議録ヲ添付スルコトヲ要ス

書式 (一)

株式會社變更登記申請

一 商號 大東株式會社

一 本店 東京市日本橋區日本町壹番地

一 登記ノ目的 取締役變更ノ登記

一 登記ノ事由 大正六年參月貳日株主總會ニ於テ取締役日取ノ太
ヲ解任シ同時ニ左記ノ者取締役ニ選任セラレタルニ付之カ登記ヲ求ム

東京市淺草區醉屋町貳番地

酒 尾 吞 太

一 登録稅

金七圓 (支店所在地ニ於テハ壹圓五拾錢)

一 添付書類

株主總會ノ決議録

壹通

右登記相成度此段及申請候也

大正六年參月五日

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大 川 流 太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕 石 輕 太

東京市淺草區醉屋町貳番地

取締役 酒 尾 吞 太

東京區裁判所御中

株式會社

書式 (二)

取締役解任ノ爲メニ生シタル損害賠償請求ノ訴

東京市赤坂區風町三番地

元大東株式會社取締役

原告 日取 太

東京市日本橋區日本町一番地

大東株式會社取締役

被告 大川 流 太

請求ノ一定ノ目的

被告カ原告ノ大東株式會社取締役タルヲ解任シタルニ因リ生シタル損害金五千六十圓賠償

請求ノ一定ノ原因

原告ハ大正五年三月二十五日大東株式會社ノ創立總會ニ於テ其取締役ニ選任セラレタル者ナル處當時原告ハ南洋貿易會社ノ取締役ニシテ其任期タル

大正八年二月マテハ毎月二百二十圓宛ノ報酬ヲ受クヘカリシモ被告會社ノ取締役タルニ於テ定款ニ依リ任期三ヶ年其間報酬一ヶ月三百圓ヲ給セラレヘキ定メナリシヲ以テ南洋貿易會社ノ取締役ハ之ヲ辭任シ以テ被告會社ノ取締役タルコトヲ承諾就任セリ然ルニ被告會社ハ株主總會ノ決議ニ依リ何等正當ノ理由ナキニ拘ラス在任期中タル大正六年三月二日突然原告ノ取締役タルコトヲ解任セリ此解任ハ商法ノ認ムル所ナルヲ以テ原告ハ之ヲ甘諾スト雖トモ解任ニ依リテ任期中得ヘカリシ報酬ヲ失ヒタル一方ニ於テ曩ノ職業ヲ抛チ就任シタル原告ニ對シ損害ヲ與フルモノナリ依ツテ原告カ前記南洋貿易會社ニ於テ被告會社取締役解任ノ日ヨリ該會社ニ於ケル任期ノ最終期タリシ大正八年三月マテニ得ヘカリシ金額五千六十圓ヲ損害額トシテ被告會社ニ對シ其賠償ヲ請求スル爲メ商法第六十七條ニ依リ茲ニ本訴ヲ提起シタル次第ナリ

一定ノ申立

被告ハ原告ニ對シ損害賠償金五千六十圓ヲ支拂フヘシトノ判決相成度候也

證據方法及附屬書類ノ表示

- 一 被告會社ノ株主總會決議錄寫
- 一 被告會社定款寫
- 一 南洋貿易會社大正五年一月株主總會決議錄寫
- 一 同會社定款寫

大正六年三月二十日

右

口 取 太

東京地方裁判所御中

第十 解任其他ノ理由ニ由ル退任

取締役ハ辭任ヲ爲スコトヲ得ストノ規定ナキヲ以テ委任ノ法則ニ從ヒ何時ニテモ辭任ヲ爲スコトヲ得ルモノナリ然レトモ事業年度中其他殊更ニ會社ニ對シテ不利益ナル時期ニ於テ辭任シタルトキハ止ムヲ得サル事由ニ依ルトキノ外損害賠償ヲ爲ササルヘカラス

取締役ハ前述解任及辭任ノ外左ノ理由ニ依リ退任ス

- 1 任期ノ滿了
- 2 破産(家資分散ヲ含ム)
- 3 禁治産
- 4 規定株式ノ數ヲ所有セサルニ至リタルトキ又ハ株主ノ資格ノ喪失
- 5 死亡
- 6 會社解散

取締役退任シタルトキハ本支店所在地ニ於テ二週間内ニ之カ登記ヲ爲ササルヘカラス

申請ハ總取締役之ヲ爲スヘク辭任ノ場合ニハ辭任書ヲ、死亡ノ場合ニハ戶籍謄本ヲ添付スル外添付書類ヲ要セス

書 式

株式會社登記變更申請

一 商號 大東株式會社

株式會社

一 本店 東京市日本橋區日本町壹番地

一 登記ノ目的 取締役變更ノ登記

一 登記ノ事由 取締役日取ハ太ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルニ依リ(禁

治産ノ宣告ヲ受ケタルニ依リ)任期滿了ニ依リ(定款ニ規定シタル株式ノ

數ヲ所有セサルニ至リタル爲メ)株主タル資格ヲ喪失シタルニ依リ(死亡

ニ依リ)辭任ヲ申出テ)大正六年參月貳日退任ス

一 登録税 金七圓 (支店所在地ニ於テハ壹圓五拾錢)

一 添付書類 (辭任及死亡ノ場合ニ限ル)

(辭任書 壹通)

(戶籍謄本 壹通)

右登記相成度此段及申請候也

大正六年參月五日

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大川 流 太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕石 浮 太

東京市淺草區醉屋町貳番地

取締役 酒尾 吞 太

東京區裁判所御中

監查役

監查役ノ任務ハ會社ノ業務執行及會社財産ノ狀況ヲ監視スルニアリ而シテ會社ノ業務ヲ執行シ會社財産ヲ管理處分スル任ニアルモノハ取締役ナルヲ以テ要スルニ監查役ノ任務ハ取締役ノ業務監視ニアリト謂フヲ得ヘシ蓋シ株式會社ノ株主ハ他ノ會社ノ社員ニ比シ會社ノ業務ニ利害ノ關係ヲ有スルコト薄ク取締役亦然リ而カモ株式會社ハ比較的規模大ナルヲ普通トスルヲ以テ其破綻カ社會ノ經

濟ニ及ホス影響少カラス之レ監査役ノ必要ナル所以ニシテ其責任亦輕カラス
 監査役ハ株主總會ニ於テ株主中ヨリ選任スルモノニシテ其任免及任務懈怠ノ際
 會社ニ負フ所ノ義務ニ至ツテハ取締役ニ關スル規定ヲ準用スルモノナルヲ以テ
 別ニ之ヲ説ク要ナシ只其異ナル所ハ任期ノ最長限二ケ年ナルコト、所有株式ノ
 制限ヲ定款ニ規定セサルヘカラスナル要ナキコト、所有株式ヲ何人ニモ供託スル
 必要ナキコト及其人員ニ制限ナキコト之ナリ、蓋シ任期長キトキハ取締役ト情
 實相生シ監査ノ精確ヲ期シ得ラレサルヘク、自ラ業務執行ノ任ニ當ラサルモノ
 ナルヲ以テ所有株式ニ制限ヲ設ケ若クハ之ヲ供託セシムル要ナキコト、業務執
 行ト異ナリ多クノ人員ヲ要セサルヘキコトノ理由ニ出テシモノナリ
 監査役ハ其職務ノ目的取締役ノ業務ヲ監視スルニアルヲ以テ自ラ取締役又ハ支
 配人ヲ兼スルコトヲ得ス只取締役ニ缺員アルトキニ限り取締役及監査役ノ協議
 ニ依リ監査役中ヨリ一時取締役ノ職務ヲ行フ者ヲ定ムルコトヲ得ルニ過キス此
 場合ト雖トモ速ニ總會ヲ召集シテ取締役ノ後任者ヲ定メサルヘカラス其後任者
 定マリタルトキハ直ニ取締役タル業務執行ヲ止メ監査役ノ位地ニ復スヘキナリ

然カモ一端業務執行ノ任務ニ當リシ以上自己ノ爲シタル事項ニ付テハ他ノ監査
 役ノ監査ヲ受ケテ株主總會ノ承認ヲ求メサルヘカラス加之一端業務執行ノ位地
 ニ立タル上ハ他ノ取締役ノ業務執行ヲ監査スルコト穩カナラサルヲ以テ次ノ定
 時總會ニ於テ承認ヲ得ルマテハ監査役ノ職務ヲ行フコトヲ得サルナリ
 監査役ハ既説ノ如ク取締役ノ業務執行ヲ監査スルニアルヲ以テ之ニ必要ナル權
 限ナカルヘカラス其權限トシテ監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ營業ノ報告
 ヲ求メ又ハ會社ノ業務及會社財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得猶必要アリト認ム
 ルトキハ株主總會ヲ召集スルコトヲ得セシメタリ但シ監査役ハ自ラ業務執行ノ
 權限ナキヲ以テ如何ナル場合ト雖トモ取締役ノ業務ニ干與シ又ハ制限控肘スル
 コトヲ得ス、調査ノ結果取締役カ現ニ爲シツツアル又ハ既ニ爲シタル事項カ不
 適當ナルカ又ハ會社ノ不利益ナルカ若クハ會社財産ニ異狀アリ又ハ異狀ヲ來タ
 ス虞アリト認メタルトキハ株主總會ヲ召集シ之ヲ報告セサルヘカラス株主總會
 ニ於テハ取締役ヲ解任シ、權限ヲ制限シ、損害賠償ノ請求ヲ決議シ其他適當ノ方法
 ヲ講スヘク又若シ監査役ノ調査ノミニテ不足ナルトキハ特ニ検査役ヲ選任シテ

會社ノ業務及財産ノ狀況ヲ調査セシムルコトヲ得
 監査役ハ前段臨時事件ノ外取締役カ定時總會ニ提出スヘキ書類ヲ調査シ其意見
 ヲ總會ニ報告スル權利義務ヲ有スルモノナリ
 監査役カ株主總會ヲ招集シ得ルコト及招集スヘキ場合並ニ手續ハ株主總會ノ題
 下ニ之ヲ說ケリ此外監査役ノ一ノ任務ハ會社ト取締役トノ間ニ起リシ訴訟ニ於
 テ會社ヲ代表シテ其任ニ當ルコト之ナリ
 監査役ノ選任解任及ヒ變更等ニ關スル登記ハ凡テ取締役ト同シク只取締役ナル
 文字ニ代フルニ監査役ナル文字ヲ用フルニ過キササルヲ以テ改メテ説明セス

支配人

株式會社ニ於ケル支配人ノ選任及解任ハ取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ決スルモノ
 トス
 此外支配人ヲ置クヘキ場所、支配人ノ權限、支配人ノ選任及解任ニ付キ定款ニ
 別段ノ定メアル場合等凡テ合名會社ノ編ニ於テ述ヘシ所ト異ナルナシ仍テ之カ

説明ヲ省略シ唯其選任登記申請ノ一例ノミヲ示サン

書式

支配人選任ニ付登記申請

- 一 登記ノ目的 支配人選任ノ登記
- 一 登記ノ事由 大正六年參月貳日取締役過半数ノ同意ヲ以テ支配
 人ヲ選任シ商業ヲ營マシムルニ因リ支店所在地ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ
 求ム

支配人ノ氏名住所

大阪市東區朝鮮町八番地

横 仁 飛 太

主人ノ氏名住所

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

支配人ヲ置キタル場所

大阪市東區朝鮮町貳番地支店

- 一 會社ノ設立登記ノ年月日 大正五年參月貳拾五日
 - 一 登録税 金七圓
 - 一 添付書類
 - 支配人ノ選任ヲ證スル書面 壹通
- 右登記相成度此段及申請候也

大正六年參月六日

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大川 流 太

大阪區裁判所御中

計算

會社ノ計算モ亦個人ノ計算ト異ナル所ナシト雖トモ會社ハ多數ノ株主ヨリ成ルニ係ラス之カ業務執行ノ任ニ當ル者ハ少數ノ取締役ナリ又會社ノ破綻カ經濟社會ニ及ホス影響少カラスシテ折角法律力之ヲ保護助成スル趣旨ニモ反スルコトアルヲ慮リ個人又ハ合名 合資會社ニ比シ拘束的條件ヲ課シタル所アリ

第一 計算ノ時期

一年一回一定ノ時期ニ於テ之カ計算ヲ爲スコトヲ要ス、一ケ年二回以上利益ノ配當ヲ爲ス會社ニ在リテハ其都度計算ヲ爲スコトヲ要ス

會社ノ財産狀態ヲシテ永ク不明ニ置クコトハ經濟界ノ安心ヲ計ル途ニアラス又會社ヲ取締ル途ニモアラス且ツハ種々彌縫ノ末破綻ヲ呈スルトキハ其及ホス影響深甚ナルモノアルヘシ左レハ少クトモ一ケ年一回ノ計算ヲナシ之レヲ世間ニ公告シテ一面ニハ自ラ省ミ他面ニハ第三者ヲシテ常ニ警戒ヲ怠ラサラシムルハ必要ナル方策ナリ

利益ノ配當ヲ爲サンニハ之カ計算ヲ爲ササレハ不能ナリ故ニ一ケ年二回以上配當ヲ爲スモノニアリテハ其都度計算ヲ爲スヘキ要アルコト言ヲ埃タス

一ケ年一回ノ計算ヲ爲スモノモ又數回ノ計算ヲ爲スモノモ其計算時期ハ一定シタル時期ナラサルヘカラス本年ハ二月翌年ハ四月ト言フ如ク不定ナルヘカラス然レトモ其時期ハ確定シテ永久動カスヘカラスト云フニアラス會社ノ都合ニ依リ何時ニテモ其事業年度ヲ變シテ從來六月ノ計算期ナリシモノヲ九月トシ十月トスルハ自由ナリ只始メヨリ其時期不定ニシテ會社カ隨意隨時ニ爲スコトヲ得サルノミ換言スレハ毎年或ル一定ノ時期ニ於テ爲スヘキ意思ヲ以テ其時期ニ爲スコトヲ要スルノミ中途其意思ヲ變更シテ更ニ他ノ一定ノ時期ヲ選ムコトハ自由ナルナリ

第二 計算書類

取締役ハ定時總會毎ニ會社一切ノ計算ヲ爲シ左ノ書類ヲ作成セサルヘカラス

- 一 財産目録
- 二 貸借對照表
- 三 營業報告
- 四 損益計算書

五 準備金及利益(又ハ利息)ノ配當ニ關スル議案

營業報告書トハ其營業年度内ニ起リシ重要ナル事項又ハ或ル事項ニ對スル見解ヲ記載スルモノナリ例ヘハ前定時總會又ハ臨時總會ニ於テ決議セシ事項及之ニ關スル始末 事業ノ經過及ヒ將來ノ見込計畫、變更シタル各事項、株主數 其他重要ナル凡テノ事項ノ報告ナリ、實際ニ於テハ此内ニ財産目録、貸借對照表、損益計算書、準備金及利益(又ハ利息)ノ配當ニ關スル議案ヲモ收ムルヲ例トス 準備金及ヒ利益ノ配當ニ付テハ後ニ説明スル一定ノ拘束アルヲ以テ之ニ關スル議案ハ該規定ニ抵觸セサルコトヲ要ス 財産目録、貸借對照表ハ合名會社ノ部ニ掲ケタルヲ以テ又營業報告書ハ創立總會ノ部ニ於テ較之ト類似シタル發起人ノ報告書ヲ説明シタルヲ以テ略ス 損益計算書、準備金及利益ノ配當ニ關スル議案ニ付テハ便宜上租税ノ題下ニ掲クヘシ

以上ノ書類ハ取締役之ヲ調製シ總會ノ開會日ヨリ一週間前ニ之ヲ監査役ニ提出スヘキモノニシテ監査役ハ之ヲ調査シテ報告書ヲ作ルヘキ責任アリ取締役ハ此

報告書ト共ニ會日前本店ニ備置キ株主及債權者ノ求メニ應シテ之ヲ閱覽セシメサルヘカラサルモノトス
會日前幾日ニ之ヲ本店ニ備ヘ置クヘキヤニ付テハ法律上制限ナシ然レトモ之ヲ備置ク目的ニ鑑ミテ相當ノ期間アルヲ要スルハ勿論ナリ、之ヲ定款ニ規定スレハ更ニ可ナリ

監査役ノ報告ハ取締役ノ作成シタル書類ニシテ不適當ノ廉ナキ限リハ調査ノ結果相違ナキ旨ヲ附記スルニ止ムルヲ通常トス

總會開會ノ上ハ之等ノ書類ヲ提出シテ其承認ヲ求メサルヘカラス總會ニ於テ之ヲ承認シタルトキハ取締役及監査役ノ責任ハ不正ノ行爲ナキ限リ解除セラレタルモノト看做サル

第三 公告

總會ニ於テ前記書類ノ承認ヲ經タルトヘキハ取締役ハ貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス之レ廣ク會社財産ノ狀況ヲ知ラシメ第三者ヲシテ會社ニ對シ豫メ備フル所アラジムルカ爲メナリ

利益配當

第一 配當時期

株式會社ニ於テハ毎年一回以上一定ノ時期ニ於テ利益ノ配當ニ關スル事項ヲ決定セサルヘカラス

利益配當ニ關スル議案ハ取締役之ヲ作り監査役ノ監査ヲ經テ株主總會之ヲ決議スルモノトス

株主總會ニ於テハ取締役ノ議案ヲ變更決議シ得ルコトハ勿論ナリ

會社カ一年一回以上一定ノ時期ニ於テ計算ヲ爲スヘキコトハ何種ノ會社ヲ問ハス法律ノ命スル所ナリ然レトモ利益ノ配當ニ至ツテハ然ラス合名合資兩會社ノ如キハ二ケ年一回配當ヲ爲スト定ムルモ三年一回之ヲ爲スト定ムルモ隨意ナリ然レトモ株式會社ニ至ツテハ必ス毎年一回以上一定ノ時期ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス蓋シ此社會ハ彼ノ殆ント親屬的關係者ノ團結トモ見ルヘキ合名合資兩會社トハ全然其性質ヲ異ニスル自然ノ結果ナリトス

前述之ヲ爲スコトヲ要ストハ必ス配當ヲ爲ササルヘカラスト云フニアラス其時期ニ於テ配當ヲ爲スコトヲ原則トシ配當ハ其時期ニ於テ爲サルヘキモノナルモ尙特ニ之ヲ爲サスシテ次ノ年度ニ繰越スカ又ハ或ル他ノ方法ヲ採ルコトヲ妨ケス只二年ニ一回三年ニ一回ト云フカ如キ規定ヲ設クルヲ得ス毎年一回以上一定ノ時期ニ於テ利益ノ處分ヲ決セサルヘカラスト云フニアリ然カモ配當ヲ原則トスルコトヲ忘ルヘカラス

第二 配當スヘキ利益金

會社設立ノ目的ハ會社ノ目的タル事業ノ經營ニ因リテ得タル利益ヲ株主ニ配當スルニアリ而シテ會社ノ計算ハ毎配當期ニ之ヲ爲スモノナルヲ以テ其利益ノ計算モ毎配當期間ノ計算ナラサルヘカラス然レトモ此毎配當期間ノ利益ハ之ヲ分配スルニハ左ノ三ツノ金額ヲ控除シタル殘額ナラサルヘカラス

一 前配當期及以前ノ配當期ニ損失アリシトキハ先ツ其損失ヲ補填セサルヘカラス

二 準備金トシテ會社資本ノ四分ノ一ニ達スルマテハ毎配當期ノ利益ヨリ前

記損失ヲ補填シタル殘額ノ二十分ノ一以上ヲ積立ツルコト

三 定款ニ定メタル積立金又ハ他ノ用途ニ供スヘキ金額ヲ控除スルコト

右三個ノ内前二者ハ法律ノ規定ニ依ル絶體的條件ナルヲ以テ會社ノ意思ニ依ツテ之ヲ動カスコトヲ得ス後ノ一項ハ會社ノ自由ニ定ムル所ナルヲ以テ又會社ノ自由ニ變更廢止シ得ル所ノモノナリ然レトモ一度之ヲ定メタル以上其定メアル間ハ之ニ從ハサルヘカラス而シテ定款ニ定メタル他ノ用途ニ供スヘキ金額トハ例ヘハ株式消却ノ用ニ供スルモノノ如シ

以上ノ金額ヲ控除シタル殘額ハ即チ配當ニ充用シ得ヘキ金額ナリトス然レトモ此殘額必スシモ全部配當ヲ爲ササルヘカラサルモノニアラス其一部又ハ全部ヲ後ノ營業年度ニ繰越シ又ハ之ヲ積立ツル等會社ノ自由ニシテ之ヲ決スルハ即株主總會ナリ

前期分以上ニ係ル損失ヲ補填セサルヘカラサル所以ハ會社ノ眞ノ利益ニアラサレハ配當スルコトヲ得スト謂フニアリ、其配當期間ニ利益アリシトスルモ前期以前ニ於テ損失アル以上之ヲ補填セサル間ハ會社全體トシテハ利益ニアラス、

會社ノ利益トハ會社ノ資産カ會社ノ資本ニ超過スル額即チ之ナリ此超過額ハ即チ前期ノ損失ヲ補填シタル殘額之ナリ若シ補填スルニ不足ナルトキハ會社ハ依然損失ノ裡ニアルモノニシテ次ノ配當期ニ於テ更ニ之ヲ補填セサルヘカラス、然ルニ株主中ニハ眼前ノ利益ニ拘泥シテ成ルヘク多クノ配當ヲ望ムモノアルヘク取締役亦株主ノ希望ニ副ハントシ單ニ一事業年度ノ收支ノミヲ計算シ以テ直ニ利益アリト爲シ之カ配當ヲナス如キ弊ヲ矯メンカ爲メノ規定ナリ

準備金トシテ二十分ノ一ヲ控除スヘキ理由ハ會社ニ利益アリタルトキ其全部ヲ株主ニ配當スルトキハ後ニ損失アリタル場合ニ直ニ資本ノ缺乏ヲ來タスヘキニ付キ會社ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル爲メ之カ積立ヲ命シタルナリ之レ此會社カ物の信用ノ礎ニ立チ專ラ資金ノ充實ヲ必要トスル上ヨリ當然ナル規定ナリ而シテ此積立金ハ資本ノ缺損ヲ補フノ目的ニ供スルモノナルヲ以テ之ヲ營業上ノ資金ニ流用スルコトヲ得サルモノトス

第三 配當率

利益ノ配當ハ必ス拂込ミタル株金額ノ割合ニ應シテ之ヲ爲スヘキモノトス

利益金中幾干ヲ配當スヘキヤハ株主總會ニ於テ決定スヘキモノナリ然レトモ配當總額定マリテ之ヲ株主ニ配當スルニ至ツテハ其率ハ拂込株金額ノ割合ニ應シテ平等ナラサルヘカラス或ル株主ニハ何分ヲ他ノ株主ニハ何分ト云フ如ク差等ヲ設クル能ハス故ニ會社カ資本ヲ増加シ新株ヲ發行シタルカ爲メ舊株ハ五十圓ヲ拂込新株ハ十二圓五十錢ノ拂込ナリトスレハ新株一株ノ配當金ハ必ス舊株ノ四分ノ一ナラサルヘカラス、然レトモ茲ニ唯一ノ例外アリ優先株ニ對スル配當之ナリ即商法第九十七條但書ニ會社カ優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ之ニ異ナリタル定アルトキハ此限ニアラストノ規定ニ從ヒ優先株ニ對シテハ特別ノ配當ヲ爲スコトヲ得ルモノトス此株式ニ付テハ後ニ更ニ説ク所アルヘシ

第四 配當ノ效力

株主ハ會社ニ對シテ配當ヲ受クル權利ヲ有ス然レトモ實ハ配當ヲ受クルコトヲ得ヘキ資格ニシテ其配當カ法定ノ手續ヲ履ミ配當スヘキコトノ確定スルマテハ唯一ノ希望ニ過キス然ルニ一端法定ノ手續ヲ經テ之カ確定ヲ見タルトキハ之ト同時ニ會社ハ之ヲ配當スルノ債務ヲ生シ株主ノ希望ハ變シテ債權ト爲ル此債

權ハ他ノ債權者ト同等ノ位地ニ立チテ之ヲ行フコトヲ得故ニ其配當前會社カ損失ヲ受クルモ株主ニ配當スヘキ利益ヲ以テ損失ヲ補填スルコトヲ得ス會社ノ債權者亦其配當ノ取消或ハ反還ヲ請求スルコトヲ得ス

第五 虛偽ノ配當

會社カ法定ノ要件ヲ充タシテ其利益ヲ配當スルハ即チ真正ノ配當ナリ之ニ反シテ法定ノ條件ヲ具備セス即チ利益ナキニ利益アリトシテ又ハ損失ヲ補填セスシテ(之亦實ハ利益ナキモノナレトモ)或ハ法定ノ準備金ヲ積立テスシテ爲ス配當ハ虛偽ノ配當ナリ

會社カ虛偽ノ配當ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ會社ニ代リテ之ヲ受ケタル株主ニ對シ之ヲ返還セシムルコトヲ得商法第九十五條第二項ニ前項ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得ト規定シタルモノ之ナリ
又之カ配當ヲ爲シタル取締役監査役及支配人ハ處罰セラル

社 債

會社カーノ法人ナル以上一個人ト同シク資金ノ缺乏ヲ感シタル場合ニ他ヨリ之ヲ借入ルルコトヲ得ヘキハ勿論ニシテ別ニ之ヲ説ク要ナシ然レトモ株式會社及株式合資會社ニ限リ普通ノ方法ニ依ル借入ノ外ニ社債ノ發行即チ債券ナル有價證券ヲ發行シテ公衆ヨリ金錢ノ借入ヲ爲スコトヲ得、此債券ナルモノハ市場ニ賣買轉帳セラルルモノナルヲ以テ會社ノ社債募集ニ應シテ會社ニ金錢ヲ貸付スル者モ之ヲ得テ頗ル利便ヲ感スル所ナリ從ツテ會社カ資金ノ借入ヲ爲スニハ最も便宜ナル方法ナリトス

社債ハ會社カ資金ヲ得ル方法トシテ最も便宜ナリト雖トモ個人ノ負債ト同シク一度其方法ヲ誤ルトキハ救フヘカラサル窮境ニ立タサルヘカラス單ニ會社自身ノミナラス一般經濟界又惡影響ヲ受ク故ニ之カ發行ニ關シテハ數多ノ規定ヲ設ケテ其濫發ヲ防ケリ

第一 社債募集ノ決議

社債ノ發行ハ會社ニ取リテ最モ重大ナル事件ナリ故ニ之ヲ決スルニハ其最高機關ナル株主總會ノ決議ヲ要スルハ勿論其決議ノ方法モ定款變更ト同シク努メテ慎重ノ手續ヲ盡スヘキ事トセリ即株主總會ノ題下ニ於テ説明セシ特別決議ノ方法ニ依リ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當タル株主出席シテ其議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決スヘキモノトス、尤モ前記株主カ出席セサルトキハ假決議ヲナシテ第二回總會ニ於テ之カ認否ヲ決スルヲ得ヘク其詳細ハ前記株主總會ノ部ヲ參照スヘシ

此總會ニ於テ必ス決議ヲ必要トスル事項ハ社債ヲ募集スヘキコト及其總額ニシテ各社債ノ種類、金額、利率、償還ノ時期及方法等之ヲ取締役ノ決定ニ委スルモ違法ニアラス然レトモ是等ノ事項亦重要ノ件ナルヲ以テ同時ニ之ヲ決議スルヲ普通トス

第二 各社債ノ金額

各社債ノ金額ハ二十圓ヲ下ルコトヲ得ス

最高額ハ法律上制限ナキヲ以テ會社ノ自由ニ定ムルコトヲ得

各社債ノ金額ハ必スシモ平等ナルコトヲ要セス二十圓、五十圓、二百圓ト各種ノモノヲ同時ニ發行スルコトヲ得

然レトモ必ス一定ノモノナラサルヘカラス普通借入金ノ如ク應募者毎ニ隨意ニ之ヲ定ムルコトヲ得ス、縱令幾種ノ社債ヲ發行スルモ其各社債ノ金額ハ始メヨリ一定シタルモノナラサルヘカラス

第三 發行價格

社債ハ其發行當時ノ金融狀態ニ鑑ミテ額面ノ如何ニ拘ラス發行價格ヲ定ムルコトヲ得ルモノナリ故ニ或ル場合ニハ額面額又ハ面額以上一定ノ價格ニテ發行シ或ル場合ニハ最低價格ヲ定メテ發行ス最低價格ヲ定ムルニモ額面以上ニ定ムル場合ト以下ニ定ムル場合トアリ何レモ會社ノ自由ナリ又額面額若クハ或ル價格ニテ發行スルモ償還ノ際額面ヲ超ヘタル金額ヲ償還スヘク定ムルコトモ自由ナリ但シ此場合ニ於テハ其額面ヲ超ユヘキ金額ハ各社債ニ付キ同一ナラサルヘカラス

第四 社債總額ノ制限

發行シ得ヘキ社債ノ總額ハ左ノ三箇ノ制限ヲ受ク

一 拂込ミタル株金額ニ超ユヘカラサルコト

二 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ノ現存財産カ拂込株金額ニ滿タサルトキハ其財産額ニ超ユヘカラサルコト

三 前ニ募集シタル社債ニシテ償還未済ノモノアルトキハ其額ヲ加算シテ前二項ノ制限内ナルコト

之ナリ之ニ依ツテ見レハ社債ノ總額ハ拂込タル株金額ヲ超ユルコトヲ得サルヲ原則トシ拂込タル株金額多額ナルモ會社ノ現財産ニシテ之ニ足ラサルトキハ其財産額ヲ限度トスヘキモノトス要スルニ償還ノ資力ナクシテ社債ヲ發行スルコトヲ防止シタルナリ

第五 社債募集ノ制限

社債募集ハ社債ノ總額ニ於テ前項ノ制限ヲ受クル外更ニ一箇ノ制限ヲ受ク即前ニ募集シタル社債ニシテ拂込未済ノモノアルトキハ其總額ヲ拂込マシメタル後ニアラサレハ社債ノ募集ヲ爲スコトヲ得ス

トノ規定之ナリ依之見レハ前ニ募集シタル社債ノ總額(既拂込額ノミニアラス)ハ縦合株金額ニ滿タサルトキト雖トモ其拂込ヲ了セサル間ハ更ニ次ノ社債ヲ募集スルコトヲ得サルナリ之レ先ツ拂込マシメ得ル社債アルニ拘ラス更ニ新ニ募集スヘキ必要ナキヲ以テナリ

第六 社債ノ募集

社債ノ募集方法ハ法令ニ一定ノ制限ナキヲ以テ株主總會又ハ取締役カ相當ト認ムル方法ヲ採ルヘク其方法ノ主ナルモノハ

1 會社自ラ一般ニ募集スルコト

2 或ル者ニ全部又ハ一部ノ募集ヲ委託スルコト

3 契約ニ依リ或ル一人又ハ數人ニ社債ノ總額ヲ引受ケシムルコト

之ナリ2ニ付テハ會社トノ契約ノ範圍ニ於テ其委託ヲ受ケタル者カ更ニ相當ノ方法ヲ講シテ應募者ヲ求ムヘク尙法律ハ此者ニ對シテ會社カ採ルヘキ募集方法即チ以下述フル順序ニ依リ申込證ヲ作り申込人ヲ募集シ募入者ヲ定メ並ニ引受人ヲシテ其拂込ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトセリ3ハ其引受ケニ依ツテ會社

ハ社債ノ募集完了シタルモノニ付キ其後ハ之ヲ引受ケタルモノカ之ヲ市場ニ賣出スト否トハ會社ノ關スル所ニアラス

會社自ラ一般ニ募集スルトキハ取締役ハ社債申込證ヲ作ラサルヘカラス

社債申込證ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 會社ノ商號
- 二 社債ノ總額
- 三 各社債ノ金額
- 四 社債ノ利率
- 五 社債償還ノ方法及期限
- 六 數回ニ分チテ社債ノ拂込ヲ爲サシムルトキハ其拂込ノ金額及時期
- 七 社債發行ノ價格又ハ其最低價格
- 八 會社ノ資本及拂込ミタル株金ノ總額
- 九 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ノ額
- 一〇 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其償還ヲ了ヘサル總額

申込證ノ様式ハ株式申込證ト同様ニシテ唯記載事項前示ノ如クナルノミ依ツテ書式省略ス

書式 (社債募集公告)

大東株式會社社債募集

- 一 募集スヘキ社債ノ總額 貳拾萬圓
- 二 各社債ノ金額 百圓
- 三 社債ノ利率 年八分
- 四 償還方法及期限
元金ハ大正拾年マテ据置キ同拾壹年ヨリ毎年五月及十二月ニ於テ金參萬圓ツツ抽籤ヲ以テ償還ス
- 五 社債ノ發行價格 百拾圓以上
- 六 前ニ募集シタル社債ニシテ償還ヲ終ヘサル額 拾壹萬五千圓
大正六年貳月末日ニ於テ
- 七 會社ノ資本及拂込タル株金ノ總額

資本金

五拾萬圓

拂込タル株金額

參拾七萬五千圓

八 最終ノ貸借對照表ニ依リ現存スル財産ノ價格

四拾參萬八千圓

大正六年貳月拾日

東京市日本橋區日本町一番地

大東株式會社

注 此外申込ノ方法 募入規定等ノ詳細ヲ記載スルモ可ナリ

第七 社債ノ申込

社債ノ申込ヲ爲スニハ社債申込證二通ニ其引受クヘキ社債ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名セサルヘカラス

社債發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ申込證ニ應募價額ヲ記載セサルヘカラス

之レ法定ノ條件ナルヲ以テ之ヲ缺クトキハ申込ノ效ナシ

此外數種ノ社債ヲ發行シタルトキハ其引受クヘキ社債ノ種類毎ニ其數及應募價格ヲ記載スル必要アリ

社債ノ引受ケハ申込ニ依ツテ確定スヘキモノニアラサルコトハ株式ノ申込ト同様ナリ故ニ取締役ハ其申込ニ對シテ社債ノ割當ヲ爲スコトヲ要シ其割當ニ依リテ始メテ引受確定シ爾後其申込人ハ引受人トシテ權利義務ヲ負フ

社債ノ割當方法ハ株式ノ割當方法ト同シ故ニ募入規定ヲ設ケタルトキハ其規定ニ從フヘク然ラサルトキハ一ニ取締役ノ選擇ニ依ルモノナルモ普通ノ方法トシテハ最低價額ヲ定メタルトキハ最高申込ヨリ順次募入シ最後ニ至リ同額ノモノハ申込順序ニ依ルカ抽籤ニ依ルカ或ハ按分スルカ何レカ適宜ノ方法ヲ採ルヘク又發行價額一定シタルモノハ申込順序、抽籤、案分等ノ方法中其一ニ依ルモノトス

契約ニ從ツテ一人又ハ數人カ社債ノ總額ヲ引受クル場合及社債募集ノ委託ヲ受ケタル者カ自ラ社債ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テハ前項申込ノ方法ニ從フヲ要セス即チ別個ノ契約ニ依リテ有效ニ其引受ヲ爲シ得ルナリ

第八 社債ノ拂込

社債ノ申込ヲ爲シ自己ノ募入確定シタルトキハ之カ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ而シテ取締役ハ募集完了シ應募者決定シタルトキハ遲滯ナク各社債ニ付キ最初定メタル規定ニ從ヒ其全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス此ノ第一回拂込ハ必スシモ株金ノ如ク四分ノ一以上タルコトヲ要セス又最低價額ヲ定メタル場合ニ其以上ノ申込ニ對シ超過價額ノ拂込ニ付キテモ自由ニ之ヲ定ムルコトヲ得

拂込通知及催告ハ申込證ニ記載セル住所又ハ申込人カ會社ニ通知シタル住所ニ宛ツレハ足ル此通知又ハ催告ハ通常到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

申込人ニシテ相當期間内ニ拂込ヲ爲ササルトキハ裁判上ノ手續ヲ履ミテ之カ拂込ヲ強要スルコトモ得ヘク又其契約ヲ取消シ更ニ應募者ヲ求ムルコトモ自由ナリ何レノ場合ニ於テモ引受人ニ對シ損害ノ賠償ヲ求メ得ヘキハ勿論ナリ實際ニ於テハ社債申込ノ際一定ノ證據金ヲ徴シ之ヲ沒收シテ其損害ニ充當スルヲ例ト

ス

社債權者ニシテ第二回以上ノ拂込ヲ爲ササルトキハ如何ノ手續ニ依ルヘキカ社債ニ關シテハ株式ニ關スルカ如キ規定ナキヲ以テ之亦普通ノ法則ニ從ヒ裁判上ノ手續ヲ踐ミ拂込ヲ強要スルカ契約ヲ解除シテ損害ノ賠償ヲ求ムルカノ手段ヲ取ルヘキナリ

拂込通知書及催告書ハ株金拂込通知書及催告書ニ準シテ知り得ヘキニ付キ書式略ス

第九 債券

債券ハ社債權ノ證トシテ發行シ之ヲ社債權者ニ交付シ社債權者ノ賣買轉帳ノ用ニ供スルモノナリ

債券ハ社債全額ノ拂込アリタル後ニアラサレハ之ヲ發行スルコトヲ得サルモノトス之レ株券ト稍其趣ヲ異ニスル所ナリ

債券ハ之ヲ記名式及無記名式ノ二種ニ分ツコトヲ得ヘク更ニ之ヲ合併債券並ニ單獨債券ノ二種ニ區分スルコトヲ得、記名式ハ社債權者ノ氏名ヲ記入シタルモ

ノ、無記名式ハ之ヲ記入セサルモノ、合併債券トハ數個ノ社債ヲ一通ノ債券ニ記載シタルモノ單獨債券トハ一個ノ社債ニ對シテ一通ノ債券ヲ發行スルモノヲ謂フ、單獨合併ノ種類ハ會社之ヲ定ムヘク、記名式ヲ原則トシ無記名式ノモノハ社債權者ノ請求ニ依リテ之ヲ發ス

- 債券ニハ左ノ事項ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス
- 一 會社ノ商號
 - 二 債券ノ番號
 - 三 社債ノ總額
 - 四 各社債ノ金額
 - 五 社債ノ利率
 - 六 社債償還ノ方法及期限
- 尙記名式社債ニハ社債權者ノ氏名ヲ記載スルコトヲ要シ合併債券ニハ社債ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス
- 社債權者ハ何時ニテモ其記名式債券ヲ無記名式ニ變更シ無記名式債券ヲ記名式

ニ變更スルコトヲ會社ニ請求シ得

書式(社債券)

乙種第拾貳號

大東株式會社社債券

(五百圓)

一 社債ノ總額	貳拾萬圓
一 各社債ノ金額	百圓
一 社債ノ利率	年八分
一 償還ノ方法及期限	大正十年マテ据置キ同十一年ヨリ毎年五月及十二月ニ於テ金參萬圓ツツ抽籤償還ス
一 商法及定款ノ規定ヲ遵守シ大東株式會社社債五個ノ債券トシテ此券狀ヲ發行ス	

大東株式會社

取締役 大川 流 太
 取締役 輕石 浮 太
 取締役 酒尾 吞 太

裏	社債權者氏名	讓渡年月日及讓受人	取締役 認 印
四角八太	大正六年九月一日早耳聞太ニ於テ讓受ク	取締役 大川 流 太	
面	早 耳 聞 太		

第十 社債原簿

社債ヲ發行シタルトキハ取締役ハ社債原簿ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載セサルヘカラス

- 一、社債權者ノ氏名住所
- 二、債券ノ番號
- 三、社債ノ總額
- 四、各社債ノ金額
- 五、社債ノ利率
- 六、社債償還ノ方法及期限

- 七、數回ニ分チテ社債ノ拂込ヲ爲サシムルトキハ其拂込金額及時期
 - 八、各社債ニ付キ拂込ミタル金額及拂込年月日
 - 九、債券發行ノ年月日
 - 一〇、各社債ノ取得年月日
 - 一一、無記名式ノ債券ヲ發行シタルトキハ其數、番號及ヒ發行ノ年月日
- 書 式 (社債原簿)

計債權者ノ氏名住所		東京市四谷區掛損町十番地		早 耳 聞 太	
記 名 債 權		無 記 名 債 券			
社債ノ種類	債券ノ番號	各社債ノ金額	各社債ニ付キ拂込タル金額	拂込年月日	讓渡年月日及讓受人
壹		百圓	五拾圓	大正六年四月一日	申込引受ケ
五		百圓	五拾圓	大正六年四月一日	申込引受ケ
壹	甲	百圓	五拾圓	大正六年四月一日	申込引受ケ
乙	八	百圓	五拾圓	大正七年一月五日	大正七年九月一日
五	一二	百圓	五拾圓	大正七年一月五日	大正七年九月一日

注 社債ノ總額、利率、償還ノ方法及期限、拂込ヲ爲スヘキ時期及金額、債券發行ノ年月日ハ各社債共通ニ付キ此原簿第一頁ニ記載スヘキナリ

第十一 社債ノ移轉

記名式社債ノ移轉ハ取得者ノ氏名住所ヲ社債原簿ニ記載シ且ツ其氏名ヲ債券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
債券ヲ發行スルハ社債全部ノ拂込ヲ了シタル後ナラサルヘカラス左レハ結局スルニ社債ノ移轉ハ其全額ノ拂込ヲ了シタル上ナラサルヘカラス又記名社債ニ限リ更ニ前記ノ手續ヲ爲スニアラサレハ會社其他ノ第三者ニ對抗シ得サルナリ但シ當事者間ニアリテハ普通債權讓渡ノ法則ニ從ヒ契約ト同時ニ權利ノ移轉スルハ勿論ニシテ全額拂込ノ有無又ハ前述手續ノ如何ヲ問フヲ要セサルナリ

第十二 社債ノ償還

社債ノ償還ハ其始メ起債ノ際ニ定メタル方法ニ從フヘク而シテ其方法ハ各社債ニ對シテ一率平等ノ割合ヲ以テスルト抽籤其他ノ方法ニ依リ或ル社債ニ限リ其全部ヲ償還スルトハ自由ナリ

第十三 登記

(一) 社債發行ノ登記

會社ハ各社債ニ付キ全額又ハ第一回ノ拂込ミアリタルトキハ二週間内ニ本支店所在地ニ於テ之カ登記ヲ爲スコトヲ要ス
登記ノ申請ハ總取締役之ヲ爲スヘキモノトス
申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

- 1 最終ノ貸借對照表
 - 2 社債ノ引受ヲ證スル書面
 - 3 社債申込證
 - 4 各社債ニ付キ全額又ハ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面
 - 5 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議錄
- 登記スヘキ事項左ノ如シ

- 一 社債ノ總額
- 二 各社債ノ金額

- 三 社債ノ利率
- 四 社債償還ノ方法及期限
- 五 各社債ニ付キ拂込シタル金額

書式

株式會社社債登記申請

- 一 商號 大東株式會社
- 一 本店 東京市日本橋區日本町壹番地
- 一 登記ノ目的 社債ノ登記
- 一 登記ノ事由 大正六年壹月貳拾八日株主總會ニ於テ社債金貳拾萬圓ヲ募集スルコトヲ決議シ社債募集ヲ完了シ大正六年四月壹日各社債ニ付第一回拂込アリタルニ因リ本店所在地タル當所ニ於テ左記事項ノ登記ヲ求ム
- 社債總額 貳拾萬圓
- 各社債ノ金額 百圓

社債ノ利率 年八分

社債償還ノ方法及期限

大正拾年マテ据置キ同拾壹年ヨリ毎年五月及拾貳月ニ於テ金參萬圓ツツ抽籤償還

各社債ニ付拂込タル金額 五拾圓

一 課稅標準價格 金拾萬圓 (支店所在地ニ於ケル申請ニハ不要)

一 登錄稅 金貳百圓 (拂込金額千分ノ二)(支店所在地ニ於テハ一圓五十錢)

一 添付書類

最終ノ貸借對照表 壹通

社債申込證 七拾貳通

(社債ノ引受ヲ證スル書面)

各社債ニ付キ第一回拂込アリタルコトヲ證スル書面 壹通

株主總會ノ決議錄 壹通

右登記相成度此段及申請候也

株式會社

大正六年四月六日

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大川 流 太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕石 浮 太

東京市淺草區醉屋町貳番地

取締役 酒尾 吞 太

東京區裁判所御中

(二) 社債ニ關スル變更ノ登記

社債ニ關シ登記シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ二週間内ニ本支店所在地ニ於テ會社ヲ代表スヘキ總取締役、代表取締役ノ定メナキトキハ總取締役

之カ登記ノ申請ヲ爲スヘク申請書ニハ變更ノ事由ヲ證スル書面ノ添付ヲ要ス

書式 (一)

株式會社社債變更ノ登記申請

一 商號 大東株式會社

一 支店 大阪市東區朝鮮町貳番地

一 登記ノ目的 社債變更ノ登記

一 登記ノ事由 大正六年四月六日登記シタル社債ニ付キ大正七年

壹月五日各社債ニ付キ金五拾圓宛拂込結了シ全額拂込ト變更シタルニ付

キ支店ノ所在地タル當所ニ於テ之カ登記ヲ求ム

一 登録稅 金壹圓五拾錢

一 添付書類

本店所在地ニ於ケル登記簿本 壹通 (本店所在地ニ於ケル申請書ニハ拂込ヲ證スル書面添付)

右登記相成度此段及申請候也

大正六年七月拾五日

株式會社

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

代表取締役 大川流太

大阪區裁判所御中

注 本店所在地ニ於ケル申請ニハ課税標準價額(拂込額)ノ記載ヲ要ス其記入

方及登録稅ハ社債登記樣式參照

書式(二)

株式會社社債償還ニ付キ登記申請

一 商號 大東株式會社

一 本店 東京市日本橋區日本町壹番地

一 登記ノ目的 社債ノ壹部(又ハ全部)償還ノ登記

一 登記ノ事由 大正六年四月六日登記シタル社債金貳拾萬圓ノ内

(又ハ社債殘額金何圓ノ内)大正拾壹年五月貳拾五日金參萬圓ヲ償還シ社債

金拾七萬圓ト變更シタルニ付キ之カ登記ヲ求ム

一 登録稅 金七圓

一 添付書類

社債ノ壹部ヲ償還シタルコトヲ證スル書面 何通

右登記相成度此段及申請候也

大正拾壹年六月參日

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

代表取締役 大川流太

東京區裁判所御中

株式會社

定款ノ變更

定款ハ會社ノ契約ニシテ會社成立ノ意義ヲ爲ス所ノモノナリ會社ノ目的之ニ據リテ定マリ 會社ノ組織之ニ依リテ成ル 左レハ定款ノ變更ハ最モ慎重ノ手續ヲ踐マサルヘカラス 之カ變更ノ手續ハ株主總會ノ題下ニ於テ略述セルモ更ニ再說スレハ

第一 變更ノ手續

- (一) 定款ノ變更ハ株主總會ノ決議ニ依リテノミ之ヲ爲スコトヲ得
- (二) 定款ノ變更ニ關スル議案ヲ株主總會ノ議ニ付セントスルニハ株主總會招集通知書及公告ニ議案ノ要領ヲ記載セサルヘカラス
- (三) 總會ニ於テハ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當タル株主出席シ其議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決セサルヘカラス
茲ニ總株主トハ記名株主ノ總員及總會ノ會日ヨリ二週間前ニ株券ヲ會社ニ供託シタル無記名株式所有者ノ全部ヲ指ス故ニ例ヘハ實際ノ株主數百名ナリト

スルモ其内二人ノ無記名株式所有者カ株券ヲ供托セサルトキハ此二人ヲ除外シ九十八人ヲ總株主ト看做シテ議決スルナリ

以上ノ手續ニテ決議スルヲ本來トス然レトモ

- (一) 總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當タル株主出席セサルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得
- (二) 假決議ヲ爲シタルトキハ各株主ニ對シテ其假決議ノ趣旨ヲ通知シ且ツ無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其趣旨ヲ公告シ更ニ一ヶ月内ニ第二回ノ株主總會ヲ招集セサルヘカラス
此株主總會ノ招集手續モ既說株主總會招集手續ニ依リ規定ノ通知及公告ヲ爲ササルヘカラス但シ前段決議ノ趣旨ノ通知書及公告ニ招集ノ要項ヲ記載シテ同時ニ之ヲ爲スコトヲ得

- (三) 第二回株主總會ニ於テハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決スヘキモノトス

定款變更ノ決議ニハ右二個ノ方法アリ然レトモ會社ノ目的タル事業ヲ變更スル

場合ニハ必ス第一ノ方法ニ據ラサルヘカラス之レ目的ノ變更ハ最モ重大ナル事項ナルヲ以テ一ノ權宜ニ屬スル第二ノ方法ニ依ルヲ許ササルナリ

第二 變更事項

定款ノ變更トハ定款ニ記載シタル各事項ノ變更ヲ指スニアラスシテ定款全體ヨリ見テノ變更ナリ故ニ從來ノ定款ニ記載セラレタル事項ヲ變更シ削除スルコトノ外從來記載セラレサル事項ヲ記載スルコトモ定款ノ變更ナリ

定款ニハ必ス記載セサルヘカラサル事項ト任意ニ記載スル事項トアリ 任意ニ記載スルモノノ内ニハ更ニ又一般法則外ノ取極ヲ爲スカ爲メニ記載スルモノト既ニ法令ニ於テ定メラレタル事項ヲ故ラニ再記スルモノトアリ 必ス記載セサルヘカラサル事項トハ一、目的二、商號三、資本總額四、一株ノ金額五、取締役カ有スヘキ株式ノ數六、本店及支店ノ所在地七、會社カ公告ヲ爲ス方法八、發起人ノ氏名住所ニシテ此内發起人ノ氏名住所ハ會社設立後ハ自然不用ニ歸スルヲ以テ變更スルコトアルヘキ事項ニアラス

任意ニ記載スルモノハ之ヲ列記スル邊ナキモ大略定款ノ題下ニ於テ述ヘシ所ノ

モノナリ其内定款ニ記載シタルモノノ變更削除及新ニ之カ規定ヲ設クルコトハ定款ノ變更ナリ

定款變更ニシテ登記ヲ要スル事項ニ係ルトキハ之カ登記ノ申請ヲ爲ササルヘカラス

定款ノ變更中資本ノ増加及減少ニ付テハ詳説スルノ要アリ改メテ説明ス

資本増加

資本ノ増加ハ定款ノ變更ナリ故ニ定款變更ノ規定ニ從ツテ株主總會ノ決議ヲ要ス

又資本ノ増加ハ株金全額拂込ノ後ニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス、蓋シ資本ヲ増加スルハ既定資本ニ不足ヲ告クルニ出ツルモノナルヲ以テ未タ株金全額ノ拂込ヲ爲ササル前ニ於テ更ニ資本ヲ増加スル必要ヲ認メサレハナリ必要ナキニ強ヒテ之ヲ許サンカ會社ノ目的タル事業ヲ經營スルカ爲メニアラスシテ單ニ株式ノ數ヲ多クシテ投機的利益ヲ謀ラントスル徒ノ爲メニ利用セララルニ過キサ

ルヘシ之レ法律カ株金全額拂込前ニ於ケル資本増加ヲ許ササル所以ニシテ之ニ反スルトキハ株主總會ノ決議モ其效ナシ

株式會社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツモノナリ故ニ資本ヲ増加スルニハ株式ノ金額ヲ増加スルカ若クハ株式ノ數ヲ増加スルカノ何レカノ方法ニ依ラサルヘカラス我商法ハ株式ノ數ヲ増加スルコトニ依リテ資本ヲ増加スルコトヲ許シ株式ノ金額ヲ増加シテ資本ヲ増加スルコトヲ許サス此點ニ付テハ學者間ニ異論ナキニアラサルモ假リニ之ヲ許スト解釋スルモ實際ニ於テ用ヲ爲ササルヲ以テ強ヒテ爭フノ要ナシ

株式ノ數ヲ増加スルコトハ即チ新ニ株式ヲ發行スルコトナリ
新株發行ニ付テハ殆ント會社設立ノ際ニ於ケル株式發行ト異ナル所ナキモ只一ツ著シキ相違アル所ノモノハ優先株ヲ發行シ得ルコト之ナリ、優先株トハ如何ナルモノカ少シク之ヲ説明スヘシ

優先株 株式會社ノ利益ノ配當及財産ノ分配ニ付テハ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應シテ之ヲ爲スコトヲ要ス、然レトモ唯一ツノ例外ハ會社ノ資本増加ノ場合

ニ限リ特ニ利益アル配當及分配ヲ受クルコトヲ得ヘキ株式ヲ發行スルコトヲ得ルコトナリ、之レ即チ優先株トス然ラハ優先株ハ如何ナル方法ニ依リテ利益アル配當又ハ分配ヲ受クルカ其方法數多アルヘク會社ハ内外ノ狀況ニ鑑ミテ隨意ニ之ヲ決定スルコトヲ得ヘキナリ今試ニ其二三ノ例ヲ舉クレハ

一、 他ノ株式ニ先チテ每事業年度ニ一定ノ配當ヲ受クヘク若シ其年度ノ利益カ此配當ヲ爲スニ足ラサルトキハ順次次ノ年度ニ於テ補填ヲ受クルコト
二、 每事業年度ニ於テ其年度ノ利益ヲ限度トシテ他ノ株式ニ先チ一定ノ配當ヲ受クルコト

三、 每事業年度ニ其年度ノ利益ヲ限度トシテ他ノ株式ニ先チ一定ノ配當ヲ受ケ更ニ猶一般株主ト同一ノ配當ヲ受クルコト

四、 他ノ株式ニ先チテ每事業年度ニ一定ノ配當ヲ受クヘク若シ其年度ノ利益カ其配當ヲ爲スニ不足ナルトキハ順次次ノ年度ニ於テ補填ヲ受クル外更ニ猶他ノ一般株主ト同一ノ配當ヲ受クルコト

五、 每事業年度ニ於テ其年度ノ利益ニ對シ一定ノ歩合ヲ同種優先株式全體ニ

割取シテ之ヲ配當スルコト

六、會社解散ノ場合ニ於テ他ノ種類ノ株主ニ先チ一定ノ分配ヲ受クルコト
 七、同上ノ場合ニ於テ他ノ種類ノ株主ニ先チ一定ノ歩合又ハ一定ノ分配ヲ受

ケ更ニ猶一般株主ト同一ノ分配ヲ受クルコト

等ナリトス其何レヲ採用スヘキヤハ會社ノ自由ナリ又同時ニ二種以上ノ優先株
 ヲ發行スルモ妨ケナシ此場合ニ於テハ兩立セサル種類ノモノヲ避クルヲ要ス
 資本増加ノ場合ニ限リテ何故ニ優先株ノ發行ヲ許スヤ蓋シ從來ノ資本ノミニテ
 ハ不足ヲ感スル際ニ於テ新株主ヨリ資金ヲ得テ充分ニ事業ヲ營ミ會社ノ收益ヲ
 多カラシムルコトハ舊株主ニ取リテモ決シテ不利ナラサルニ依ル

優先株ヲ發行スルニハ其旨ヲ定款ニ記載セサルヘカラス

定款ノ變更カ優先株主ニ損害ヲ及ホスヘキトキハ株主總會ノ決議ノ外優先株主
 總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス、優先株主總會ニハ普通株主總會ニ關スル法則ヲ
 適用ス翻說更ニ新株發行ニ付テ簡說セン

第一 株主募集

新株ヲ發行スルトキハ取締役ハ株主ノ募集ヲ爲ササルヘカラス其手續ハ株主
 總會ノ決議ニ依リ若シ決議ナキトキハ取締役ノ相當ト認ムル所ニ依リ之ヲ定ム
 ヘキナリ

新株發行ニ付テ株主ヲ募集スル手續ハ會社設立ノ際株主ヲ募集スル方法ト何等
 擇フ所ナシ只一特異ノ點ハ株主總會ノ決議ニ依リ舊株主ニ於テ新株式ノ全部又
 ハ一部ヲ引受クヘシト決定スルコトアル之ナリ之レ素ヨリ法令ノ禁スル所ニア
 ラスシテ其形恰モ設立ノ場合ニ於ケル發起人ノ引受ニ似タリ然レトモ元來株主
 ハ其所有スル株式ニ關スル事項ハ株主總會ノ決議ニ從ハサルヘカラスト雖モ新
 ニ株式ヲ引受クヘシト云フカ如キハ素ト之レ何等ノ約束ナキ所ナルヲ以テ株主
 總會ノ決議ナリト雖トモ之ヲ強フルコトヲ得ス假リニ約束アリトスルモ元來株
 主カ會社ニ對シテ負フ義務ハ所有株式ノ株金拂込ニ止マルヘキヲ法則トシテ其
 以外ノ責任ハ如何ナル契約例ヘハ定款其他ノ文書ニ依ルモ株主タル資格ニ於テ
 ハ絶對ニ負擔スヘカラサルモノトス故ニ株主總會ノ決議ハ縱令法律上無効ナラ
 ストスルモ只之レ一ノ希望ニシテ不服ヲ唱フル株主アルトキハ之ヲ強行スルコ

トヲ得ス左レハ其分ニ付テハ取締役之ヲ引受クルカ或ハ他ニ引受人ヲ募集セサルヘカラス

却説取締役カ株主ノ募集ヲ爲スニハ株式ノ申込證ヲ作ラサルヘカラス
申込證ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 會社ノ商號
- 二 増加スヘキ資本ノ總額
- 三 資本増加ノ決議年月日
- 四 第一回拂込ノ金額
- 五 額面以上ノ價格ヲ以テ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ其旨
- 六 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者ノ氏名財産ノ種類價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數
- 七 優先株ヲ發行スル場合ニ於テハ其種類及其各種ノ株式ノ數
- 八 一定ノ時期マテニ資本増加ノ登記ヲ爲ササルトキハ株式ノ申込ヲ取消ス
コトヲ得ヘキコト

書 式 (一) (新株申込證)

大東株式會社新株申込證

一、 會社ノ商號 大東株式會社

二、 増加スヘキ資本ノ總額 五十萬圓

三、 資本増加ノ決議年月日 大正七年二月五日

四、 第一回拂込金額 十二圓五十錢

五、 大正七年六月三十日マテニ會社カ資本増加ノ登記ヲ爲ササルトキハ株式申込人ハ其申込ヲ取消スコトヲ得

大東株式會社新株發行ニ付キ株主募集ノ爲メ商法第二百十二條ノ三ニ依リ前記ノ事項ヲ記載ス株式申込ヲ爲サントスル者ハ其引受クヘキ株式ノ數ヲ記載シ署名セラルヘシ

大正七年貳月六日

大東株式會社代表者

取締役 大 川 流 太

株式會社

四九三

前記ノ各項承諾ノ上左ノ通り引受度此段申込候也

一 引受クヘキ株式ノ數 拾株

大正七年二月十日

東京市四谷區掛損町七番地

早 耳 聞 太

書 式 (二) (優先株式發行ノ場合申込證)

大東株式會社新株申込證

一 會社ノ商號 大東株式會社

二 増加スヘキ資本ノ總額 五十萬圓

三 資本増加ノ決議年月日 大正七年二月五日

四 第一回拂込金額 十二圓五十錢

五 發行價格 甲種優先株式 六拾圓以上
乙種優先株式 五拾五圓以上

六 發行スル株式ノ種類及各種類ノ數

甲種優先株式

五千株

普通ノ株式ニ先チテ每事業年度ニ一分ノ配當ヲ爲ス其
年度ノ利益ヨリ之ニ滿ツル配當ヲ爲シ得サルトキハ次ノ年
度ニ於テ之ヲ補填ス

乙種優先株式

五千株

每事業年度ニ他ノ優先及普通株式ニ先チテ二分ノ配當ヲ爲
シ更ニ猶普通株式ニ對スル配當ト同一歩合ノ配當ヲ爲ス

七 大正六年六月三十日マテニ會社カ資本増加ノ登記ヲ爲サ、ルトキハ株
式申込人ハ其申込ヲ取消スコトヲ得

大東株式會社新株發行ニ付キ株主募集ノ爲メ商法第二百十二條ノ三ニ依リ
前記ノ事項ヲ記載ス株式申込ヲ爲サントスル者ハ其引受クヘキ株式ノ種類
及ヒ各種ノ株式ノ數並ニ引受價額ヲ記載シ署名セラルヘシ

大正七年二月六日

大東株式會社代表者

取締役 大 川 流 太

前記各項承諾ノ上左ノ通り引受度此段申込候也

一 引受クヘキ株式ノ種類及數

甲種優先株式

十五株

乙種優先株式

十株

二 引受價額

甲種優先株式

六十一圓

乙種優先株式

五十五圓五十錢

大正七年二月十日

東京市四谷區掛損町七番地

早 耳 聞 太

第二 株式ノ申込

株式ノ申込ヲ爲スニハ前號申込證二通ニ其引受クヘキ株式ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名セサルヘカス
額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ其引受額ヲモ記載スルコト

ヲ要ス

數種ノ優先株ヲ發行スル場合ニ於テハ其引受クヘキ株式ノ種類及各種ノ株式ノ數ヲ記載スルコトヲ要ス

右ハ株式申込ニ要スル法定ノ方式ナルヲ以テ之ヲ缺クトキハ申込ノ效ナシ

此申込ハ舊株主カ新株式ヲ引受クルトキト雖トモ同様ノ手續ヲ踐ムコトヲ要ス

第三、株式ノ割當

第四、株金ノ拂込

ニ關スル手續及效果ハ凡テ會社設立ニ關スル事項ヲ説明セシ際述ヘシ所ト同様ナルヲ以テ省略ス

第五、株主總會

一、招集

各新株ニ付キ規定ノ株金拂込アリタルトキハ取締役ハ遲滞ナク株主總會ヲ招集セサルヘカラス其手續亦前項ノ理由ニ依リ省略ス

二、決議

株主總會ニ於テハ先ツ取締役ニ於テ新株募集ニ關スル事項ヲ報告セサルヘカラス之レ亦會社設立ノ際ニ於テ爲ス發起人ノ報告ニ準シテ知り得ヘキニ付キ略ス

次ニ監査役ハ左ノ事項ヲ調査報告セサルヘカラス

一 新株總數ノ引受ケアリタルヤ否

二 各新株ニ付キ規定ノ拂込アリタルヤ否

但シ總會ニ於テハ特ニ検査役ヲ選任シテ右調査報告ヲ爲サシムルコトヲ得此報告モ亦會社設立ノ際取締役ノ爲スヘキモノニ準シテ知り得ヘシ

調査ノ結查又ハ調査ノ結果ニアラストスルモ引受ナキ株式又ハ規定ノ拂込未済ノ株式アルトキ若クハ株式ノ申込カ取消サレタルトキハ取締役ハ連帶シテ其株式ヲ引受ケ又ハ其拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

株主總會ニ於テハ以上ノ報告アリタル後新株募集ニ關スル取締役ノ行爲及監査役ノ報告事項ヲ承認スヘキヤ否ヲ決議スヘキモノトス

第六 登記

前述株主總會終結シタルトキハ二週間内ニ本店及支店ノ所在地ニ於テ之カ登記ヲ爲スコトヲ要ス

登記ノ申請ハ總取締役之ヲ爲スヘキモノトス

申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

1 株式ノ引受ヲ證スル書面

2 株式申込證

3 商法第二百十四條ノ規定ニ從ヒ監査役又ハ検査役カ爲シタル調査報告書及付屬書類

4 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議錄

登記スヘキ事項ハ左ノ如シ

一、 増加シタル資本ノ總額

二、 資本増加ノ決議年月日

三、 各新株ニ付キ拂込タル株金額

四、 優先株ヲ發行シタルトキハ其種類及其各種類ノ株式ノ數

書式 (一)

株式會社資本増加ニ付登記申請

商號

大東株式會社

本店

東京市日本橋區日本町壹番地

登記ノ目的

資本増加ノ登記

登記ノ事由

株主總會ニ於テ資本金五拾萬圓ヲ増加スルコトヲ

決議シ株主ヲ募集シ第一回拂込結了シ大正七年參月貳拾日商法第貳百拾參條ニ依リ招集シタル株主總會終結シタルニ依リ左ノ事項ノ登記ヲ求ム

増加資本ノ總額

五拾萬圓

資本増加ノ決議年月日

大正七年貳月貳日

各新株ニ付キ拂込タル株金額 拾貳圓五拾錢

優先株ノ種類及其各種ノ株式ノ數

甲種

五千株

普通ノ株式ニ先チテ每事業年度ニ壹割貳分ノ配當ヲ爲ス其年

度ノ利益ヨリ之ニ滿ツル配當ヲ爲シ得サルトキハ次ノ年度ニ於テ補填ス

乙種

五千株

每事業年度ニ他ノ優先株式及普通株式ニ先チテ貳分ノ配當ヲ爲シ更ニ猶普通株式ニ對スル配當ト同一歩合ノ配當ヲ爲ス

課稅標準價額

金拾貳萬五千圓

登録稅

金六百貳拾五圓

添付書類

新株主ノ株式申込證

五拾八通

新株主名簿

壹部

商法第貳百拾四條ノ規定ニ從ヒ監查役(又ハ檢査役)カ爲シタル調査報告書及附屬書類 壹部

資本ノ増加ニ關スル株主總會ノ決議錄 壹通

株式會社

右登記相成度此段及申請候也

大正七年參月貳拾五日

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大川 流 太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕石 浮 太

東京市淺草區醉屋町四番地

取締役 酒尾 吞 太

東京區裁判所御中

注

新株カ優先株ニアラサルトキハ優先株ノ種類及其各種ノ株式ノ數ナル
項目ヲ削除スルコト

書式(二)

株式會社變更登記申請

一 商號

大東株式會社

一 支店

大阪市東區朝鮮町二番地

一 登記ノ目的

各新株ニ付キ拂込ミタル株金額變更ノ登記

一 登記ノ事由

株主總會ノ決議ニ依リ大正八年二月五日各新株ニ

付キ金拾貳圓五拾錢宛拂込結了各新株ニ付キ拂込タル株金額貳拾五圓ト
變更シタルニ因リ支店ノ所在地タル當所ニ於テ之カ登記ヲ求ム

一 登録稅

金壹圓五拾錢(本店所在地ニ於テハ拂込額千分ノ五)

一 添付書類

本店所在地ニ於ケル登記謄本 壹通(本店所在地ニ於ケル申請書ニハ株主總會ノ決議錄添付)

右登記相成度此段及申請候也

大正八年貳月七日

申請人

株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大川 流 太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕石 浮 太

東京市淺草區醉屋町四番地

取締役 酒尾 吞 太

大阪區裁判所御中

注 本店所在地ニ於ケル申請ニハ課税標準價額ノ記載ヲ要ス

第七 株券

株式ノ題下ニ説キシヲ以テ略ス

但シ新株券ニハ商法第二百十七條ニ依リ新株發行ノ登記ヲ爲シタル年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

優先株ニ對スル株券ニハ株主ノ權利ヲ記載スルコトヲ要ス

書式(新株券)

乙種第參號

大東株式會社(乙種優先)株券

一、拾株(五百圓)

一 商法第四百十一條ニ依リ本店所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル年月日 大正五年三月三十日

一 商法第二百十七條ニ依リ新株發行ノ登記ヲ爲シタル年月日 大正七年三月二十五日

一 資本ノ總額 百萬圓

一 一株ノ金額 五拾圓

一 拂込ノ金額

第一回 拾貳圓五拾錢 大正七年三月十日

第二回

第三回

第四回

株主ノ權利 每事業年度ニ他ノ優先株主及普通株主ニ先チ二分ノ配當ヲ受ケ更ニ普通株主ニ對スル配當ト同一歩合ノ配當ヲ受ク

株式會社

商法及定款ノ規定ヲ遵守シ大東株式會社ノ(乙種優先)株式拾株ノ株券トシテ此券狀ヲ發行ス

大正七年四月一日

大東株式會社

取締役	大川流太
取締役	輕石浮太
取締役	酒尾吞太

注 普通株式ニ對スル株券ノ場合ハ括弧内ノ事項ヲ省ク

裏面ハ普通株券ト同様ナリ

資本減少

會社ノ資本減少ニハ其方法ニ二ツアリ第一ハ商法第一百五十一條第二項但書ニ依リ定款ノ定ムル所ニ從ヒ株主ニ配當スヘキ利益ヲ以テ株式ヲ消却スルコトナリ此ノ方法ニ依ル減少ハ固ト之レ株主ニ配當スヘキ利益ヲ以テスルモノナレハ會社債權者ヲ害スルコトナク又豫メ定款ニ定ムル所ニ從フモノナルヲ以テ株主

ノ利益ヲモ害スルコトナシ故ニ法律ハ此方法ニ對シテハ全ク會社ノ自由ニ任セ拘束スル所ナシ第二ハ右ノ方法ニ依ラサル減少ニシテ常ニ會社債權者ニ危險ヲ及ホス恐レアルモノナリ故ニ此方法ニ依ルトキハ商法第一百五十一條第二項ニ所謂資本減少ノ規定タル同法第二百二十條乃至第二百二十條ノ五ニ從ハサルヘカラス以下説ク所ハ即チ凡テ第二ノ方法ニ依ルモノナリ

第一 資本減少ノ方法

株式會社ノ資本ノ金額ハ之ヲ株式ニ分ツ左レハ資本減少ノ方法ハ其株式ニ何等カノ方法ヲ加フルコトニ因ツテ爲ササルヘカラス其方法ニ三種アリ

(一) 株式ノ金額ヲ減少スルコト

例ヘハ從來百圓ノ株式ナリシモノヲ五十圓トナサンカ其ノ資本ハ半減セラレヘシ、此ノ方法ニ依ル資本減少ハ何人モ株主タル資格ヲ喪失スルモノナシ從ツテ其減少シタル金額ニ對シ會社財産ノ分配ヲ爲ササルヘカラサルモノニアラス、株主ヨリ見ルモ縱令株式ノ金額ハ減少スルモ會社財産ニシテ減少セサル限り損失ヲ被ルヘキ道理ナシ、然レトモ必スシモ會社財産ノ分配ヲ爲シ

能ハスト云フニアラス會社ニシテ株式ノ金額ニ相當スル以上ノ財産アリ若クハ以下ノ財産ナリトスルモ其財産ヲ保持スル必要ナキトキハ之ヲ分配スルモ可ナリ、故ニ分配ヲ爲スヘキヤ否ハ資本減少ト同時ニ決定スヘキ問題ナリ例ヘハ資本金額百萬圓ノ會社ニシテ其財産百二十萬アリ一株ノ金額百圓ナリシモノヲ五十圓ト變更シ資本ヲ半減センカ其財産ノ半額六十萬圓ハ之ヲ株主ニ分配スルモ可ナリ分配セサルモ可ナリ株主ハ又之カ分配ヲ受クルモ果タ會社ノ財産ト爲シ置クモ損得ナシ要ハ株主ノ意見ト會社ノ狀況ニ依リ決スヘキモノナリ

(二) 株式ノ員數ヲ減少スルコト

甲 株式ヲ併合スルコト

株式ヲ併合シテ株式ノ數ヲ減スルモ其併合シタル株式ノ金額カ併合セラレタル株式ノ金額ノ總計ト同額ナルトキハ資本ノ減少トナラス例ヘハ五十圓二株ヲ併合シテ一株ト爲スモ其一株ノ金額ヲ百圓トナストキハ資本額ニ於テ増減ヲ見サルヘシ故ニ株式ヲ併合シテ資本ヲ減少スルニハ併合シタル

株式ノ金額カ併合セラレタル株式ノ總金額ヨリ少カラサルヘカラス例ヘハ五十圓株式二個ヲ合シテ五十圓株式一個トナシ又ハ七十五圓株式一個ト爲スカ如キ方法ヲ採ラサレハ資本ノ減少ヲ見ル能ハス而シテ其減少シタル金額ニ對シテ會社財産ノ分配ヲ爲スヘキヤ否ハ(一)ノ場合ト同シ

乙、株式ヲ消却スルコト

或ル株式ヲ消却スルトキハ株式數減シ從ツテ資本ノ減少ヲ見ルヘキハ當然ナリ、如何ナル株式ヲ消却スヘキヤ、如何ナル方法ニ依ツテ消却スヘキ株式ヲ定ムヘキヤハ資本ノ減少ト同時ニ決定スヘキ問題ナリ、優先株式ヲ消却スヘキコトヲ定ムルニハ優先株主總會ノ決議ヲ要スルモノト信ス

株式ヲ消却スルトキハ其消却ヲ受ケタル株主ハ會社財産ノ分配ヲ受ケ得ヘキナリ之レ恰モ合名會社ノ社員ノ退社ト同様ノ位置ニ立ツモノナレハナリ其分配ノ方法ハ會社財産ニ對シ株式ノ拂込金額ニ應シテ爲スヘキモノトス

(三) 株式ノ金額及ヒ員數ヲ減少スルコト

之レ前述二ツノ方法ヲ同時ニ適用シテ爲サルヘキモノナリ

第二 資本減少ノ決議

資本ノ減少ハ定款ノ變更ナリ故ニ定款ノ變更ニ關スル方法ニ從ツテ株主總會ノ決議ヲ要ス、而シテ資本減少ノ決議ヲ爲ストキハ同時ニ其方法モ決議セサルヘカラス其方法トハ即チ前述三ツノ方法中何レヲ採ルヘキカヲ謂フ詳細ノ手續ニ至ツテハ之ヲ決議スルモ、セサルモ自由ナリ

第三 資本減少ノ手續

資本減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ取締役ハ左ノ手續ヲ爲ササルヘカラス

(一) 財産目録、貸借對照表ノ調製

資本減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及貸借對照表ヲ作ラサルヘカス此書類ハ株主及會社債權者ニ閱覽セシメサルヘカラサルモノナルヤ規定ナキモ蓋シ閱覽セシムルコトヲ要スルモノト信ス

(二) 債權者ニ對スル公告及催告

會社ハ前號ノ期間内ニ會社債權者ニ對シ資本減少ニ付キ異議アラハ一定ノ期間内(二ヶ月以上ナルコトヲ要ス)ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告シ且ツ知レタル債

權者ニハ各別ニ之ヲ催告セサルヘカラス

債權者ニシテ右期間内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

(三) 債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ會社ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ

供セサレハ資本ノ減少ヲ爲スコトヲ得ス

會社カ右(二)(三)ノ手續ヲ爲サスシテ資本ノ減少ヲ爲シタルトキハ之ヲ以テ其債權者ニ對抗スルコトヲ得サルモノナリ

書式

資本減少ニ付キ異議申出公告

當會社ハ大正七年二月二日株主總會ニ於テ株式ヲ消却シテ其資本金額ヲ五十萬圓ニ減少スルコトヲ決議シタルニ因リ會社ノ債權者ニシテ右資本減少ニ異議アル者ハ大正七年四月十五日マテニ申出ラルヘシ若シ右期間内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ之ヲ承認シタルモノト看做サルヘシ
右公告ス

大正七年二月五日

株式會社

(四) 資本減少

以上ノ手續ヲ踐ムトキハ會社ハ資本ノ減少ヲ爲スコトヲ得ヘシ即チ或ハ株式ヲ消却シ或ハ株式ノ金額ヲ減少シ或ハ株式ヲ併合シ、財産ノ分配ヲ爲シ、株券ヲ訂正スル等決議ノ實行ヲ爲スコトヲ得

其實行手續ノ内株式ヲ併合スル場合ハ更ニ一定ノ方法ヲ履マサルヘカラス
(五) 株式ノ併合手續

甲 株券提供ノ通知及公告

會社ハ資本減少ノ爲メニ株式ヲ併合スヘキ場合ニ於テハ各株主ニ對シ一定ノ期間内(三ヶ月以上ナルコトヲ要ス)ニ株券ヲ會社ニ提供スヘキ旨及其期間内ニ之ヲ提供セサルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知シ且ツ其通知スヘキ事項ヲ公告セサルヘカラス

書式 (一) (株主ニ對スル株券提供通知)

大正七年二月二日當會社株主總會ニ於テ株式ヲ併合シテ資本ノ減少ヲ爲

スヘキ旨ノ決議ヲ爲シタルニ付テハ本年五月十五日マテニ貴殿所有ノ株券ヲ當會社ニ提供相成度若シ右期間内ニ提供相成ラサルトキハ株主タル權利ヲ喪失致スヘク候右商法第二百二十條ノ二ニ依リ及通知候也

大正七年二月四日

東京市日本橋區日本町一番地

大東株式會社代表者

取締役 大川 流 太

東京市四谷區掛損町七番地

早耳 聞 太殿

書式 (二) (全上公告)

大正七年二月二日當會社株主總會ニ於テ株式ヲ併合シテ當會社資本ノ減少ヲ爲スヘキ旨決議シタルニ付キ當會社株主ハ來ル五月十五日マテニ其所有株券ヲ當會社ニ提供相成度若シ右期日マテニ提供ヲ爲ササルトキハ株主タル權利ヲ失フヘシ

株式會社

右公告ス

大正七年二月四日

大東株式會社

乙 株主ノ權利喪失

株式併合ノ場合ニ株主カ其權利ヲ失フ事由ニニアリ

イ、前號記載ノ通知及公告ヲ爲シタルモ株主カ其株券ヲ提供セサルトキ

ロ、株主カ其株券ヲ提供スルモ併合ニ適セサルトキ、即チ三株ヲ併合シ

テ一株又ハ二株ト爲スヘキトキ一株又ハ二株ト云フカ如キ端數ノ株式

ハ併合ニ適セサルモノナリ

以上二箇ノ場合ニ於テ株主ハ其株式ニ付キ株主タル權利ヲ失フモノナリ

此場合會社ハ新ニ株式ヲ發行シテ之ヲ競賣シ其得タル代金ヲ從前ノ株主ニ

對シ株式ノ數ニ應ジテ交付セサルヘカラス、例ヘハ三株ヲ合シテ一株ト爲

ス場合ニ甲ハ二株乙丙丁戊ハ各一株ヲ提供スルトキハ何レモ併合ニ適セサ

ルモ其總數六株ニシテ恰モ併合株二株ニ相當ス仍テ會社ハ新ニ二株ヲ發行

シテ之ヲ競賣シ其賣得金ヲ甲乙丙丁戊ノ五者ニ對シ提供セシ株式ノ數ニ應
ジテ配分スヘキナリ

又十二株ヲ所有スル株主ニシテ全然之ヲ提供セスシテ株主タル權利ヲ失シ
タルトキハ新ニ四株ヲ發行シテ其競賣金ヲ交付スヘキナリ

丙 株主ノ權利喪失公告

株主ニシテ前號イロノ事由ニ依リ株主タル權利ヲ喪失シタルトキハ會社
ハ遲滞ナク其株主ノ氏名住所及株券ノ番號ヲ公告スルコトヲ要ス

書 式 (株主タル權利喪失ノ公告)

當會社株主ニシテ商法第二百二十條ノ二及同條ノ三ニ依リ其權利ヲ失ヒ
タル者ノ氏名住所及株券ノ番號左ノ如シ

株主ノ氏名住所

株券ノ番號

甲 第二號

早

耳

聞

太

何 號

何市町村番地

何

某

大正七年五月二十日

株式會社

大東株式會社

第四 登記

資本ノ減少ヲ爲シタルトキハ二週間内ニ本支店所在地ニ於テ之カ登記ヲ爲ササルヘカラス、此期間ハ其資本ヲ實際ニ減少シタル時ヨリ起算スルモノトス申請ハ總取締役及總監査役之ヲ爲スヘク申請書ニハ資本減少ニ關スル株主總會ノ決議録及商法第七十八條第二項ニ依ル公告及ヒ催告ヲ爲シタルコト並ニ異議ヲ述ヘタル債權者アルトキハ之ニ對シテ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添付セサルヘカラス

書 式 (資本減少ノ登記)

株式會社登記變更申請

- 一 商號 大東株式會社
- 一 本店 東京市日本橋區日本町壹番地
- 一 登記ノ目的 資本ノ總額及壹株ノ金額變更ノ登記
(資本ノ總額、壹株ノ金額、及各株ニ付キ拂込ミタル株金額變更ノ登

記(資本總額變更ノ登記)

- 一 登記ノ事由 株主總會ノ決議ニ依リ大正七年四月拾五日(壹株ノ金額ヲ五拾圓、資本ノ總額五拾萬圓)貳株ヲ併合シテ壹株トナシ壹株ノ金額ヲ五拾圓、各株ニ付キ拂込ミタル株金額五拾圓、資本總額五拾萬圓)株式總數ノ内壹萬株ヲ消却シ資本總額ヲ五拾萬圓ト變更シタルニ付キ之カ登記ヲ求ム

- 一 登録稅 金七圓 (支店所在地ニ於テハ壹圓五拾錢)
- 一 添付書類

株主總會決議録

壹通

商法第七十八條第二項ニ依リ公告及ヒ催告ヲ爲シタルコトヲ證スル書面

八通

異議ヲ申述ヘタル債權者ニ對シテ辨濟ヲ爲シタルコトヲ證スル書面

貳通

右登記相成度此段及申請候也

株式會社

大正七年五月貳拾日

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大川流太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕石浮太

東京市淺草區醉屋町貳番地

取締役 酒尾吞太

東京市京橋區皆入町四番地

監查役 鬼野庸太

東京區裁判所御中

注 登記ノ目的及事由ニ於テ第一ハ一株百圓資本總額百萬圓ナリシモノヲ

一株ノ金額ヲ五十圓トシ資本總額ヲ五十萬圓ニ減少セシモノ第二ハ一株ノ金額五十圓内拂込額二十五圓資本總額百萬圓ナリシモノヲ二株ヲ合シテ五十圓株式一株トシ從テ拂込金額五十圓ト變更シ資本總額ヲ五十萬圓ニ減少セシモノ第三ハ五十圓株式二萬株資本總額百萬圓ナリシモノヲ株式ノ半數一萬株ヲ消却シテ資本總額ヲ半減セシモノノ例ナリ

解散

株式會社ノ解散事由ハ合名會社ト大差ナシ即チ

- 一、存立時期ノ滿了其他定款ニ定メタル事由ノ發生
- 二、會社ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能
- 三、株主總會ノ決議
- 四、會社ノ合併
- 五、株主カ七人未滿ニ減シタルコト
- 六、會社ノ破産

七、裁判所ノ命令

ノ七個ノ原因ニ依リ解散ス此内第三ハ合名會社ノ總社員ノ同意ニ代ハリ第五ハ合名會社ノ社員カ一人トナリシトキニ代ハリシモノニシテ之レ會社ノ性質上然リシノミ而シテ株主總會ニ於テ解散ノ決議ヲ爲スニハ特別決議即チ定款變更ノ場合ニ於ケルト同様ノ方法ヲ要ス其詳細ハ株主總會ノ題下ニ説明セシヲ以テ再說セス又其他ノ事項モ合名會社ノ部ニ於テ述ヘシヲ以テ之レ亦略ス

會社カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外取締役ハ遲滯ナク之ヲ株主ニ通知セサルヘカラス猶無記名株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告セサルヘカラス會社カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外二週間内ニ本支店ノ所在地ニ於テ之カ登記ヲ爲ササルヘカラス但シ裁判所ノ命令ニ依ル解散ノ場合ハ其裁判所ヨリ之カ登記ヲ登記官吏ニ囑託スヘキヲ以テ申請手續ヲ要セス登記ノ申請ハ總取締役及總監査役之ヲ爲スヘク申請書ニハ株主總會ノ決議又ハ合併ニヨリ解散シタルトキハ總會ノ決議録ヲ添付セサルヘカラス

書式(解散登記)

株式會社解散登記申請

一 商號

大東株式會社

一 本店

東京市日本橋區日本町壹番地

一 登記ノ目的

解散ノ登記

一 登記ノ事由

大正八年貳月五日解散シタルニ付キ之カ登記ヲ求ム

一 解散ノ事由

存立時期ノ滿了(會社ノ目的タル事業ノ成功)會社ノ

目的タル事業ノ成功ノ不能(株主總會ノ決議)株主カ七人未滿ニ減シタルニ

依ル

一 登録稅

金五圓 (支店所在地ニ於テハ壹圓五拾錢)

一 添付書類 (株主總會ノ決議ニ依リ解散又ハ合併ノ場合ニ限ル)

株主總會決議録

壹通

右登記相成度此段及申請候也

大正八年貳月六日

株式會社

申請人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社

東京市日本橋區日本町壹番地

取締役 大川流太

東京市芝區田舟町貳番地

取締役 輕石浮太

東京市淺草區醉屋町貳番地

取締役 酒尾吞太

東京市京橋區皆入町四番地

監查役 鬼野庸太

東京區裁判所御中

清算

株式會社ノ清算ニ付テハ合名會社ト異ナリ財産ノ自由處分ヲ許サス必ス法定ノ清算ヲ爲ササルヘカラサルモノトス、而シテ其法定清算ヲ爲スニ付テ第一、清算人ノ職務現務ノ終了、債權ノ取立及債務ノ辨濟、殘餘財産ノ分配(第二、清算人ノ代理權ニ關スル事項、第三、清算人及清算人ニ關スル登記等ニ關シテハ合名會社ト異ナル所ナシ唯殘餘財産ノ分配方法カ合名會社ニ於テハ社員ノ出資ノ價額ニ應シテ爲スヘキヲ通則トスルニ代ヘテ株式會社ニ於テハ必ス株式ノ拂込金額ニ應シテ之ヲ爲スヘキ相違アルノミ但シ優先株ヲ發行シタル場合ニ之ト異ナリタル定メアルトキハ其定メニ依ルヘキモノトス

要スルニ清算ニ付テ株式會社ト合名會社ト異ナル所ハ主トシテハ其監督ノ上ニ存スルモノトス依ツテ茲ニハ其異ナル點ヲ簡說スルニ止ム

第一 清算人

株式會社ノ清算人タルヘキモノハ左ノ三者トス

(一) 取締役

定款ニ特別ノ定メナク又株主總會ニ於テ清算人ヲ選任セサルトキハ總取締

役ハ當然清算人タルヘキモノトス之レ法定ノ清算人ニシテ擅ニ辭任スルコトヲ得サルモノトス

(二) 株主總會ニ於テ選任シタル清算人

株主總會ニ於テハ普通ノ決議方法ニ依リ清算人ヲ選任スルコトヲ得此清算人ハ又株主總會ノ決議ヲ以テ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得ヘク選任セラレタル清算人モ諾否全ク隨意ナリ

(三) 裁判所ノ選任シタル清算人

會社カ裁判所ノ命令ニ依リ解散シタルトキハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ依リ裁判所清算人ヲ選任ス此外一號二號ニ依リ清算人タル者ナキニ至リタル場合モ利害關係人ノ請求ニ依リ裁判所清算人ヲ選任ス

第二 清算人ノ任務

(一) 清算人ハ就職ノ後遲滯ナク會社財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ作り株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求メサルヘカラス之レ清算人就職ノ始メニ當ツテ第一ニ爲スヘキ任務ナリ

(二) 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二ヶ月内ニ少クトモ二回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内(二ヶ月以上タルコトヲ要ス)ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨

ヲ催告スルコトヲ要ス

前項ノ公告ニハ債權者カ期間内ニ申出ヲ爲ササルトキハ其債權ハ清算ヨリ除斥セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但シ知レタル債權者ハ之ヲ除斥スルコトヲ得サルモノナリ

又知レタル債權者ニハ各別ニ其申出ヲ催告セサルヘカラス

知レタル債權者以外ノ債權者ニシテ期間後ニ申出タル者ハ會社ノ債務完済後分配未済ノ財産ニ對シテノミ請求權ヲ有ス

合名會社ノ清算人ハ自由ニ其債務ヲ調査シテ辨済スレハ足ルモノナルモ株式會社ハ此點ニ於テ全ク其趣ヲ異ニセリ

(三) 清算人ハ會社解散前ニ於ケルト同一ノ時期ニ於テ定時株主總會ヲ招集シテ財産目錄、貸借對照表及ヒ事務報告書ヲ提出セサルヘカラス、此等ノ書類ハ會日ヨリ一週間前ニ監査役ニ提出シ監査役ハ之ヲ調査シテ調査報告書ヲ

作り共ニ總會ニ提出スヘキモノナリ之等ノ手續ハ解散前取締役ノ爲スヘキ所ト同シ

清算人ハ又必要ノ場合ニハ臨時總會ヲ招集セサルヘカラス、猶自ラ其必要ヲ認めサルモ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ヨリ會議ノ目的タル事項及其招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ清算人ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求シタルトキハ清算人ハ總會ヲ招集セサルヘカラス若シ清算人カ二週間内ニ其手續ヲ爲ササルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ株主自ラ總會ヲ招集スル事ヲ得ルモノナリ總會ニ於テハ清算人及監査役ノ提出シタル書類ヲ調査セシムル爲メ検査役ヲ選任スルコトヲ得、此總會ハ其招集ノ手續又ハ決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ違反スルトキ決議無効ノ訴ヲ起シ得ヘキコトニ付テハ解散前ノ總會ニ於ケル手續ト異ナル所ナシ

(四) 清算人ハ定款及總會ノ決議録ヲ本支店ニ、株主名簿及社債原簿ヲ本店ニ備ヘ置キ株主及債權者ニ閱覽セシムヘキコトハ取締役ト異ナルナシ

(五) 清算人ハ清算事務終了シタルトキハ遲滯ナク決算報告書ヲ作り之ヲ株主

總會ニ提出シテ其承認ヲ求メサルヘカラス

第三 清算人ノ責任

清算人カ其任務ヲ怠リタルトキハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任セサルヘカラス

又法令若クハ定款ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキハ第三者ニ對シテ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任セサルヘカラス

第四 清算人ノ報酬

清算人ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ムヘキモノトス但シ定款ニ別段ノ定メアルトキハ別ナリ

第五 登記

清算ニ關スル登記ハ總テ合名會社ノ部ニ於テ說キシ所ト異ナルナシ試ニ一、二ノ書式ヲ示ス

書式 (一) (選任)

株式會社清算人選任ニ付キ登記申請

一 登記ノ目的 會社ノ清算人選任ノ登記

一 登記ノ事由 大東株式會社ハ大正八年貳月五日解散シ左記ノ者

株主總會ニ於テ清算人ニ選任セラレ大正八年貳月七日就任シタルニ付キ
本店所在地タル當所ニ於テ之カ登記ヲ求ム

東京市日本橋區日本町壹番地

大 川 流 太

一 登録税 金壹圓五拾錢

一 添付書類

株主總會決議錄

壹通

右登記相成度此段及申請候也

大正八年貳月拾日

申 請 人

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社清算人

東京市日本橋區日本町壹番地

申 請 人 大 川 流 太

東京區裁判所御中

書 式 (二) (清算人變更)

株式會社清算人變更登記申請

一 登記ノ目的 會社ノ清算人變更ノ登記

一 登記ノ事由 大東株式會社清算人大川流太ハ大正八年五月五日

死亡シ同年五月七日株主總會ニ於テ更ニ左記ノ者清算人ニ選任セラレタ
ルニ付キ本店ノ所在地タル當所ニ於テ之カ登記ヲ求ム

東京市芝區田舟町貳番地

輕 石 浮 太

一 登録税 金壹圓五拾錢

一 添付書類

株主總會決議錄

壹通

株式會社

右登記相成度此段及申請候也

大正八年五月七日

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社現任清算人

東京市芝區田舟町貳番地

申請人 輕 石 浮 太

東京區裁判所御中

書 式 (三) (清算結了)

株式會社清算結了ニ付キ登記申請

一 登記ノ目的 會社清算結了ノ登記

一 登記ノ事由 大正八年拾月拾日大東株式會社ノ清算結了シ同年

同月拾貳日決算報告書ヲ株主總會ニ提出シ其承認ヲ得タルニ依リ左記事

項ノ登記ヲ求ム

清算結了ノ年月日 大正八年拾月拾日

一 登録税 金壹圓五拾錢

一 添付書類

株主總會ニ於ケル承認書 壹通

右登記相成度此段及申請候也

大正八年拾月拾六日

東京市日本橋區日本町壹番地

大東株式會社清算人

東京市芝區田舟町貳番地

申請人 輕 石 浮 太

東京區裁判所御中

第五編 租 稅

租稅中各會社ニ共通且ツ重要ナルモノヲ營業稅及所得稅トス而カモ此二稅ハ課稅標準ノ測定ニ付テ屢々不平ノ聲ヲ聞クノミナラス之カ計算決定ハ毎年若クハ毎配當期ナルヲ以テ各會社ハ其都度之カ當否ニ關シテ煩ハサルモノ尠カラズ左レハ此二稅ニ付テ少シク説明セントス但シ其詳細ニ至ツテハ本書ノ能ク盡スヘキ所ニアラサルヲ以テ之ヲ拙著營業稅法詳解及所得稅法詳解ニ讓ル

第一 營業稅

營業稅ハ其根本ノ趣旨ニ於テハ收益ヲ前提トス然レトモ直接收益ニ課稅スルモノハ別ニ所得稅アリ、營業稅ハ收益ニ課稅セシテ收益アルヘキ或ル行爲ニ賦課ス故ニ其形式ニ至ツテハ行爲稅ナリ、既ニ行爲稅ナル以上其行爲ニ實際ノ利益カ伴フヤ否ハ問フ所ニアラス、行爲アレハ即チ課稅ス蓋シ當然ノ結果ナリ、然ラハ稅法ハ如何ナル行爲ニ課稅スルヤ第一ニ營業ナラサル可ラス第二ニ一定

ノ條件ヲ具ヘサルヘカラス左ニ營業稅ヲ課スヘキ營業及ヒ課稅標準並ニ稅率ヲ示ス

第一、課稅スヘキ營業、課稅標準及稅率

營業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金額 從建物業者	卸賣 甲 八分 乙 七分 丙 三分 丁 一分
銀行保險業	資本金額 從建物業者	千分ノ四、五
無保銀業	運轉資本金額 從建物業者	千分ノ七、六
金錢貸付業	從建物業者	一人毎ニ金二圓
物品貸付業	從建物業者	千分ノ七、二
製造業	資本金額	千分ノ七、二
印刷業	建物賃賃價格	千分ノ七、二

租稅

用ス

製造業ノ資本金額カ前年ノ資本金額ニ對シ五分ノ一以上増加シタルトキハ其増加額ハ二年間之ヲ課税標準ヨリ控除ス但シ二年繼續シテ資本金額ヲ増加シタル場合ニ於テ前々年ノ資本金額ニ對シ五分ノ一以上増加シタルトキハ其年ニ限り前々年ニ對スル増加額ヲ控除ス

第二 課税條件

以上各種ノ營業ヲ爲ス者ハ一定ノ店舗其他ノ營業場ヲ設ケ且ツ左ノ條件ヲ具備スルモノニ限り課税セラル

但シ茲ニ條件ヲ掲ケサルモノハ無條件ニ課税セラル

- 一、 物品販賣業 一ケ年賣上額二千圓以上ノモノ
- 二、 金錢貸付業 運轉資本金額千圓以上ノモノ
- 三、 物品貸付業 一定ノ製造場ヲ設ケ三人以上ノ職工勞役者ヲ使用シ資本金額千圓以上ヲ使用スルモノ
- 三、 製造業

四、 請負業 一ケ年請負金額二千圓以上ノモノ

五、 席貸業 建物貸賃價格百圓以上ノモノ

六、 印刷業出版業 從業者三人以上ヲ使用スルモノ
寫眞業、運送業

七、 料理店業 從業者四人以上ヲ使用スルモノ
旅人宿業

八、 周旋業、仲立業、代理業、問屋業、信託業 報償金額二百圓以上ノモノ

第三 各業體ノ區別

課税ヲ受クヘキ各營業ノ意義要素ヲ解説スルコトハ必要ナルモ斯ルコトハ本書ノ能ク盡シ得ヘキ所ニ非サルヲ以テ從來其分類ニ多ク誤リアルモノノミヲ示ス

(一) 物品販賣業ト製造業

一定ノ製造場ヲ有シ物品ヲ製造スルモノハ常ニ必ス製造業トシテ課税ヲ受

クヘキモノナリ(専ラ工賃ヲ目的トスルモノヲ除ク)故ニ別ニ店舗ヲ設ケ其製造品ヲ販賣スル場合ニハ小賣ヲ主トスルモノハ製造業、販賣業ノ雙方ニ課税セラルヘク、卸賣ヲ主トスル者ハ製造業ノミ課税セラレ販賣業トシテハ課税セラルヘカラス又製造場内ニ於テ販賣スルモノハ其卸賣ト小賣トニ論ナク販賣業トセラルヘカラスハ勿論ナリ

以上ハ税法上明文アリテ最モ明白ノ道理ナルニ拘ラス販賣業トシテ課税ヲ受クルモノ收舉ニ暇アラス念トスヘキナリ

(二) 物品販賣業ト料理店業トノ區別

料理店業トハ客室ヲ設ケテ飲食物ヲ販賣スルモノナリ之レ料理店業ノ素質ナリ此素質ヲ備フルモノハ等シク物品ヲ販賣スト雖トモ税法上ノ物品販賣業ニ非ス或ハ税法第十條ニ營業税ヲ課スヘキ料理店業ハ從業者四人以上ヲ使用シ客室ヲ設ケテ飲食物ヲ販賣スルモノトアルヲ以テ客室ヲ設クルコトモ只料理店業ノ課税條件ト誤リ從テ規定ノ從業者ヲ使用セサルモノハ販賣業トシテ課税スヘシト論スルモノアリ然レトモ之レ却テ論者ノ自繩自縛タルナリ何ト

ナレハ税法ニハ課税スヘキ料理店業トアリ即チ税法ハ課税資格ナキ料理店業アルコトヲ認メタリ換言スレハ同シク物品ヲ販賣スルモノニモ其素質ニ於テ料理店業ナルモノアルコトヲ認メタルナリ而シテ其素質トハ如何即チ客室ニ於テ販賣スルコト之ナリ蓋シ税法ハ料理店業トハ如何ナルモノカヲ定義付ケス只課税スヘキ料理店ノ資格ヲ規定シタルニ過キス而シテ税法ハ其資格ヲ規定スルニ當ツテ素質ノ一斑ヲ示スヲ例トス製造業ニ對スル、旅人宿業ニ對スル、物品販賣業ニ對スル皆然リ故ニ其内何レカ課税條件ニシテ何レカ業體ノ本質ナルカハ區別シテ讀マサルヘカラス惟フニ論者ハ物品販賣業ハ物品ヲ販賣スルモノナリトノ規定アルヲ以テ早計ニモ物品ヲ販賣スルモノハ物品販賣業ナリト論定シテ終ニ料理店業ノ本質ヲ遺忘シタルモノナラン、犬ハ四足ナリ然カモ四足ナルモノ必スシモ犬ナラス、若シ論者ノ説ノ如クンハ、寫真業モ印刷業モ其課税條件ヲ具ヘサルトキ凡テ製造業タルニ至ルヘシ、蓋シ販賣業ト料理店業トハ雙方共ニ販賣ナル文字ヲ使用シタル結果輕卒ニモ斯カル認ニ陥リシモノナラン

以上ハ只紙上ノ論議ノミナラス實際ノ取扱ニ於テ斯ル課稅ヲ爲スヘキヤノ處アリ依ツテ聊カ之ヲ說キシナリ

(三) 物品販賣業ト問屋業

物品販賣業ハ自己ノ計算ニ於テ之ヲ爲シ問屋業ハ他人ノ計算ニ於テ之ヲ爲ス、販賣業ハ其販賣スル物品ヲ自己ノ所有ニ移シ而シテ之ヲ販賣シタル結果ノ損益ハ自己ノ損益トナルモノナリ、問屋業ハ販賣業ト同シク自己ノ名ヲ以テ物品ノ賣買ヲ爲スモ其物品ハ自己ノ所有ニ非ラス凡テ他人ノ委託ニ係ルモノナリ其損益モ自己ノ損益ニ歸スルコトナク委託者ニ歸ス自己ハ唯手數料又ハ報酬ヲ受クルコトヲ得ルノミ

(四) 問屋業ト仲立業又ハ代理業若クハ周旋業

此數者ハ何レモ他人ノ爲メニ行爲ヲ爲スモノナリ只問屋業ハ自己ノ名ニ於テ取引ヲナスモ其他ノ者ハ凡テ他人ノ名ニ於テ之ヲ爲ス差アリ

(五) 請負業ト製造業

製造場ヲ設ケ物品ノ製造ヲ爲スモノハ恰モ稅法ニ規定スル製造業ニ該當ス

然レトモ法理上製造業ハ自己ノ材料ヲ用ヒ物品ヲ製造スルモノナラサルハカラス故ニ専ラ工賃ヲ目的トスルモノハ縱令一定ノ製造場ヲ設ケ物品ヲ製造スルモノ之レ製造業ニ非ラスシテ請負業ニ屬ス

(六) 一營業中ノ部分的行爲

或ル營業者カ其營業ニ必要ナル行爲ヲ爲ス場合ニ其部分的行爲ヲ捉ヘテ獨立ノ營業ト看做シ課稅セララルル例甚多シ例ヘハ請負業者カ其請負事業ニ使用スル材料ヲ製造スル場合ニ一定ノ製造場ヲ設クルトキハ其行爲ニ對シ製造業トシテ別個ニ課稅スルカ如シ然レトモ之レ本來ノ營業中ノ部分的行爲ニ過キス之ヲ以テ別個ノ營業トシテ取扱フハ不當ナリ

第四 課稅標準ノ計算

一 資本金額

營業稅法ニ謂フ資本金額ハ商法ニ謂フ會社ノ資本金額トハ全ク其性質ヲ異ニス、等シク營業稅法上ノ資本金額ニ於テモ會社ト個人トハ又其性質ヲ異ニス個人ノ資本金額トハ自己ノモノタルト借入レタルモノナルトヲ問ハス營業

ニ使用スル一切ノ財産ヲ謂フ此ニ於テ自己ノ所有ニ係ル土地、建物、什器、商品、原料等ハ無論之ヲ計算シ猶ホ借入レタル土地、建物、什器、原料、商品モ算入スヘシ營業上ノ債權モ算入スヘシト云フナリ然カモ債務ハ之ヲ控除セスト云フナリ掛ニテ十萬圓ノ物品ヲ仕入レ置ケハ即チ十萬圓ヲ資本ニ算入シ掛代金ハ省ミラレサルナリ其酷烈想フヘシ

會社ノ資本金ハ之トハ稍々趣ヲ異ニス則チ左ニ示ス如シ

甲 合名會社及合資會社ノ資本ハ前年中各月末ニ於ケル左記金額ヲ月割平均シテ之ヲ定ムルモノトス

- 1 出資金額(財産出資ニ限ル)
- 2 各種ノ積立金(名義ノ何タルヲ問ハス)
- 3 積立金ノ性質ヲ有スル資産金額
- 4 借入金アルトキハ其出資金額ヲ超ユル金額

乙 株式會社及株式合資會社ノ資本ハ前號ノ方法ニ依リ左記金額ニ依リ之ヲ定ム

- 1 拂込株金額
- 2 出資金額(株式合資會社ノ場合ニ限ル)
- 3 各種ノ積立金(名義ノ何タルヲ問ハス)
- 4 積立金ノ性質ヲ有スル資産金額

丙 合名 合資 株式合資ノ三會社ノ出資金額ハ現實ニ出資シタル額ニ依ルヘク必スシモ登記ノ額ニ拘泥スヘキモノニアラス

丁 積立金及積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トハ大凡左ノ如キモノヲ指ス

- 1 積立金又ハ準備金ノ名稱ヲ付スルモノ
- 2 積立金又ハ準備金ノ固定資本ニ變シタルモノ
- 3 營業費其他何等ノ名義ヲ用ユルニ拘ラス營業上ノ利益ト認ムヘキ收入ヲ以テ支辨シタル固定資本
- 4 繰越金其他ノ名義ヲ以テ益金ノ割賦殘額ヲ翌年度ニ繰入ルルモノ

以上ハ即チ營業稅法及同施行規則ニ定メラレタル會社資本金ノ計算方ナリトス

二 運轉資本金額

營業税法ニ於テ運轉資本金額ヲ課税ノ標準トスルモノハ金錢貸付業及物品貸付業ノ二者ニ限ル此二者ノ運轉資本金額ノ算定ハ

前年中各月末ニ於ケル貸付及貸付クヘキ金額又ハ貸付及貸付クヘキ物品ノ見積價格ヲ月割平均シタルモノニ依ル

貸付クヘキ金員及物品ハ自己ノモノタルト借入レタルモノタルトヲ問ハス即チ資本金五萬圓ノ會社ニシテ他ヨリ借入レタルモノト合セテ其金員又ハ物品ノ價格カ常ニ十萬圓アリトセハ此十萬圓ヲ課税ノ標準トセラルヘク又反對ニ資本金十萬圓ノ會社ナルモ貸付ケタル及貸付クヘキ金員又ハ物品ノ價格カ一萬圓ナルトキハ此一萬圓ヲ課税標準トス但シ茲ニ十萬圓ト云ヒ一萬圓ト云フハ前年中各月末ノ平均額ヲ指スモノナルコトハ既ニ之ヲ述ヘタリ

二 建物貸賃價格

建物貸賃價格トハ營業ニ使用スル土地又ハ建物カ貸地又ハ貸家ナリシナラハ貸主カ一切ノ費用土地建物ノ修繕費、地代、公課、造作料等ヲ負擔シテ貸

渡スヘキ一ケ年相當貸賃料ノ謂ニシテ其計算ハ前年中使用ノ平均額ニ依ルモノトス

舊税法ニハ借地又ハ借家ノモノハ必ス其借賃ヲ以テ貸賃價格ト爲スヘク自己所有ノモノハ標準借家ヲ定メ之ニ準シテ其價格ヲ定メ標準借家ナキトキハ土地ノ價格ノ五分建物ノ價格ノ一割ヲ合シタルモノヲ以テ貸賃價格ト爲スヘキ規定アリシモ改正税法ハ之ヲ削除シテ單ニ相當貸賃料ト云フヲ以テ縱令現實借家ナル場合ト雖トモ必スシモ其借料ニ拘束セラレス高キモノハ之ヲ低クメ低クキモノハ之ヲ高メ決定スルコトヲ得ルニ至レリ、而シテ相當貸賃料カ幾干ナリヤハ畢竟稅務官吏ノ認定スル所ニ依ラサルヘカラス故ニ若シ其決定ニ不服アルトキハ審査請求其他相當ノ方法ヲ採ルヘキナリ

建物貸賃價格ヲ定ムヘキ土地建物ハ直接ニ營業ノ用ニ供スルモノナラサルヘカラス但シ同一區域内ニ在ルモノニ限り間接使用ノモノモ之ヲ計算ス、全ク營業ニ關係ナキ者又ハ他ノ個所ニアリテ間接ノ用ニ供スル者ハ計算セス間接ノ用ニ供スル土地建物トハ例ヘハ雇人ノ爲メニ飲食物ヲ調理シ若クハ其

所有品ヲ藏置スル場所又ハ其寢室ノ如ク直接ナラサルモ間接ニ營業ノ用ニ供スルモノヲ指ス蓋シ雇人ハ營業ノ主體タル主人ヨリ觀察スルトキハ營業上必要ノ爲メニノミ存在スルモノニシテ此必要ナル雇人ノ用ニ供スルモノハ即チ間接ニ營業ノ用ニ供スルモノナリ其他營業用車馬ノ置場ノ如キ亦然リ即チ間接ノ用ニ供ストハ營業機關ノ用ニ供スルモノナリ

主人ハ營業ノ主體ニシテ其存在ハ營業ノ爲メニアラス生活ノ爲メニ存在スルモノナリ故ニ主人ノ生活用ノ場所ハ之ヲ間接ニ營業ノ用ニ供ストハ論スルヲ得サルヘシ

三 從業者

課税スヘキ從業者ハ十五歳以上ニシテ直接營業ニ従事スル者ヲ謂フ

間接ノ從業者トハ如何自己ノ營業ニアラスシテ直接ノ從業者ノ爲メニ飲食物ヲ調理シ又ハ營業場ヲ修覆スル等主トシテ營業機關ニ係ル背面的行爲ノミヲ爲ス者ヲ謂フ例ヘハ從業者ノ爲メニ雇入レアル料理人、人力車夫、若クハ掃除夫等ノ如シ、此等間接ノ從業者ニハ課税スヘキモノニアラス

會社ノ從業者トシテ計算セラルヘキ者ハ左ノ如シ

- 1 株式會社ノ取締役ハ凡テ計算ス
 - 2 合名會社ニ於テ特ニ業務執行社員及ヒ代表社員ヲ定メサルトキハ社員ノ凡テヲ計算ス
 - 3 前號業務執行社員及代表社員ヲ定メタル時ハ其以外ノ社員ハ計算セス
 - 4 前號ノ定メアルニ拘ラス實際ニ於テ直接營業ニ従事スル社員ハ之ヲ計算ス
 - 5 合資會社ニ於テ業務執行社員及代表社員ヲ定メサルトキハ無限責任社員ハ凡テ之ヲ計算ス
 - 6 合資會社ニ於テ代表社員及業務執行社員ヲ定メタルトキハ其他ノ無限責任社員ニ付テハ合名會社ノ場合ニ同シ
 - 7 株式合資會社ノ場合ハ前述合名會社ノ場合ニ準ス
 - 8 各會社ノ使用人ハ凡テ計算ス
- 但シ社員、取締役其他直接營業ニ従事スル使用人ノ用務ノミヲ辨スヘキ

者ハ間接従業者ナルヲ以テ計算ス可ラス即チ前示料理人又ハ車夫ヲ始メ小使給仕等ト雖モ營業上ノ外客ニ接シ又ハ營業上ノ使丁等ノ役目ヲ勤メス専ラ會社内部ノ營業機關ノ用ノミヲ足ス者ハ之ヲ計算セスシテ可ナリ従事者トシテ計算スヘカラサルモノ

- 1 十五歳未満ノモノ
- 2 祝祭 賣出其他臨時多忙ノ際ニ於テ一時使用スルモノ
使用人ハ常時ノモノタルト一時ノモノタルトヲ問ハス之ヲ計算スルヲ通則トス然レトモ之ヲ使用スヘキ事由カ真ニ一時ニ止マリ必然的ニ其使用ヲ止ムヘキモノハ之ヲ算入セス
- 3 個人ノ關係ナク單ニ勞力ノ量ヲ使用スルモノ
従業者數ノ計算ハ前年中各月ニ於ケル最多數ノ時ノ平均ニ依ル但シ一人未滿ノ端數ヲ生スルトキハ一人トス

第二 所得稅

第一 計算

各會社ハ何レモ其事業年度毎ニ損益ヲ計算スルモノニ付所得稅モ亦之ニ應シテ各事業年度毎ニ算出課稅ス而シテ會社ノ所得ハ主義トシテ一般所得稅即チ總收支ノ剩餘ニ對シテ課稅スルモノナリ唯保險會社ハ保險業法ニ依ルヲ以テ其計算ニ多少ノ相違アリト雖トモ大要ハ各會社何レモ同様ナリトス

一 保險會社

- 三 相互保險會社ニ付テハ其事業年度ノ剩餘金其他ノ保險會社ニ付テハ利益金ヲ以テ所得トス
- 剩餘金又ハ利益金トハ保險業法ニ依リ總益金ヨリ總損金及保險責任準備金支拂備金ヲ控除シタルモノトス該業法ニハ此外保險契約配當金又ハ保險契約配當準備金ヲ控除シテ剩餘金又ハ利益金ヲ算出スル規定アルモ稅法ハ必スシモ其所得ノ算出ニ關シテ之等法規ニ拘束セラレサルヘカラサル理由ナキヲ以テ此分ハ之ヲ控除スルヲ許サス
- 二 其他一般ノ會社

保險會社以外ノ會社ニ係ル所得計算方ハ其事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル額ヲ所得トス

益金トハ凡テ會社カ新ニ取得シタル財産及舊來所有ノ財産ノ増加價額ヲ謂フ損金トハ之ニ反シテ凡テ會社財産ノ減少ヲ謂フ

右新ニ取得シタル財産ト云ヒ、財産ノ増加價額ト云ヒ又ハ財産ノ減少ト云フハ其計算時ニ於ケル現在ノモノノミヲ指スニアラスシテ事業年度全期間ヲ通シテノ得喪ヲ指ス

三 會社ニシテ既ニ所得税ヲ課セラレタル他ノ會社ノ配當金又ハ第二種所得稅ヲ課セラレタル公債社債ノ利子ヲ收受シタルトキハ之ヲ所得ヨリ除カサルヘカラス然ラサレハ二重課稅ニ陥ルヘシ國債及ヒ貯蓄債權ノ利子ハ課稅外ノモノニ付若シ其利子ヲ收受シタルトキハ之亦所得金中ヨリ控除スヘシ

四 會社ニシテ其本店本法施行地外ニアリ施行地ニ支店又ハ資産ヲ有スルモノハ其支店又ハ資産ニ付テノミ收受ヲ計算シ其剩餘金ニ課稅スヘキモノトス此場合其法人全體ノ損害ハ問フヲ要セス

五 所得決定當時本法施行地外ニ轉シタル會社ハ施行地ニアリシ期間ノ所得ヲ計算スヘキモノトス

六 會社ニシテ事業年度中途解散シタルモノハ其解散迄ノ所得ヲ計算スルモノトス

七 事業年度中途數會社合併スルトキハ其合併マテノ分ハ各別ニ所得ヲ計算スルモノトス

猶損益計算方ニ付テ稍疑問タルヘキ數個ノ例ヲ舉示セン但シ茲ニ掲クルモノハ專ラ稅法上ノ見地ヨリスルモノナルモ之ヲ移シテ商法上ノ計算ニ應用スルトキハ便益更ニ多シ

1 前年度繰越金ハ總益金中ニ算入スヘカラス

元來會社ノ損益計算ハ各事業年度毎ニ之ヲ爲スモノナレハ其期ノ益金中ニ前期繰越金ヲ合入セシムヘカラサルハ勿論ナリ若シ會社ノ計算方法カ之ヲ益金中ニ算入スル必要アリトスルモ所得計算ニ當ツテハ必ス之ヲ控除セサルヘカラス

- 2 前年繰越損金ハ當期ノ損金中ニ算入ス
- 3 當期利益金ヲ以テ補填スル以上ハ計算上損金中ニ算入スヘキハ當然ナリ
- 4 積立金若クハ前期繰越金其他會社カ債務ヲ負ハサル方法ニ依リ其事業年度ノ損金ヲ補填シタル場合ハ繰越損金ナキモノトス
- 5 創業費及損失金ヲ資本金ヨリ支辨シ置キ其後ノ事業年度ノ利益金ヲ以テ漸次之ヲ補充スルモノハ損金ニ計算ス
- 6 右ノ創業費及損失ヲ債務トシテ後期ニ繰越シ利益金ヲ以テ補充スルモノハ同シク損金中ニ計算ス
- 7 積立金ト其年度益金ヲ併セテ之ヲ總益金中ニ計算シ總損金ト差引剩餘アルモノニ付テハ積立金ハ之ヲ控除シテ所得ヲ計算ス
- 8 會社カ社員及使用人ニ對シ利益ノ有無ニ拘ラス定時ニ又ハ隨時ニ手當若クハ賞與ヲ爲スト定メタルモノハ其ノ手當若クハ賞與金ハ損金中ニ計算ス
- 9 社員及使用人ニ對スル手當若クハ賞與金ニシテ利益ノ有無ニ拘ラス給與スル一定ノ定メナク利益ヲ豫期シテ之ヲ爲スモノハ損金中ニ計算セス例ヘ

- 10 前年度ノ利益金ニ準シテ一定ノ手當ヲ爲スト定メタル者ノ如キ概ネ然リ
- 11 總益金中ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ニ對シ歩合ヲ定メ若クハ定メスシテ賞與ヲ爲スモノハ之ヲ損金中ニ計算セス
- 12 器械器具又ハ建物ノ償却金又ハ同積立金ハ損金中ニ計算セス
- 13 固定資本有價證券商品等ハ決算期ニ於ケル時價ニ依リ前決算期ニ比シ増減アルモノハ其差額ヲ益金若クハ損金中ニ計算ス
- 14 固定資本ノ買入代金ハ損金トシテ計算シ一方計算期ニ於ケル其固定資本ノ時價ヲ益金中ニ計算スルモノトス
- 15 船價ハ一ケ年百分ノ四ヲ減スルモノトシテ計算シ元價五分ノ一ニ至リテ止ム
- 16 額面以上ノ價格ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合其額面ヲ超ユル金額ハ益金トシテ計算ス
- 17 酒造會社ニシテ造石數ノ査定ヲ受ケタル未納税金ハ其査定ヲ受ケタル年度ノ損金ニ計算ス但シ會社カ之ヲ計算面ニ表シタルトキニ限ル

- 16 未開業ノ會社ニシテ商法第九十六條ニ依リ一定ノ利息ヲ配當スル場合ハ之ヲ損金トシテ計算ス
 - 17 其年度所得稅金ハ次ノ年度ノ支口ニ係ルヘキモノナルヲ以テ次年度損金中ニ計算スルモノトス
 - 18 各會社ニシテ地方自治團體ニ益金中ノ幾部分ヲ納付スルモノアリ此納付金ハ所得稅ト同シク次年度ニ於テ支出スルモノニ付次年度損金中ニ計算ス
 - 19 合併會社ニシテ合併前ノ各會社ノ負擔ヲ支拂フ時ハ損金中ニ計算ス
 - 20 大藏證券ノ割引額ハ益金ニ計算ス
- 第二 課稅標準ノ申告
- 會社ノ所得ハ各事業年度毎ニ決算確定ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ所轄稅務署ニ申告セサルヘカラス此申告書ニハ左ノ書類ヲ添付スルモノトス
- 一 財産目錄
 - 二 貸借對照表
 - 三 損益計算書

四 所得明細書

此内財産目錄、貸借對照表ニ付テハ既ニ之ヲ説ケリ

一 損益計算書

損益計算書ハ前述セル計算方法ニ從ツテ之ヲ作ラサルヘカラス猶爲念注意スヘキ二三ノ事項ヲ示ス

- 1 商品其他ノ物件ニシテ受入價格、讓渡價格及現在價格ノ差ニ依リテ損益ヲ計算スヘキモノハ其内譯ニ各價格ヲ掲クヘシ
 - 2 利息、割引料、保險料、手数料、其他同一科目ニシテ收入シタルモノト支出シタルモノトノ二者アルトキハ各別ニ掲クヘシ、若シ差引額ヲ其一方ノミニ掲クルトキハ内容ヲ記スヘシ
 - 3 未收入金及未拂金ハ各其現在額ヲ掲クヘシ
 - 4 雜費ノ計算ハ其内譯ヲ掲クルカ又ハ別ニ明細書ヲ添付スヘシ
- 二 所得明細書
- 甲 損益計算書ノ總益金中ニ左記ノモノヲ包含スルトキハ其内譯ヲ掲クヘシ

シ

- 1 前期繰越金ノ如キ前期ニ於テ所得税ヲ課セラレタル金額アルトキ
- 2 第一種所得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金アルトキ
- 3 第二種所得税ヲ課セラレタル公債社債ノ利子アルトキ
- 4 國債及貯蓄債權ノ利子アルトキ

乙 損益計算書ノ總損金中左記ノ事項ニ該當スルモノアルトキハ其内譯ヲ

掲クヘシ

- 1 前期繰越金ヲ補填シタルトキ
- 2 雜費其他ノ包括名義ノ科目アルトキ

書式(損益計算書)

損益計算書

自大正四年九月一日起至大正五年二月二十八日

大東株式會社取締役 大川流太

損益計算書	金額
当期賣上金	
益金ノ部	
科 目	額

現在商品	未收入利息	收入配當金	收入割引料	土地評價増	雜收	何々	合計	損金ノ部	前期繰越商品	諸税及公課	通信費	社員報酬	賞給	租稅

職工賃金	
支拂利息	
未支拂利息	
建物評價減	
雜費	
合計	
差引當期純益金	
(差引當期純損金)	
前期繰越金	
(前期繰越損金補填)	
合計	
(差引)	
利益處分	
積立金	
株主配當金	

役員賞與金	
後期繰越金	
内所得稅ヲ課セラレサルモノ	
一、所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金	
二、第二種所得稅ヲ課セラレタル公債社債ノ利子	
三、前期繰越金	
差引所得稅ヲ課セラレヘキ所得金額	

備考 當事業年度末日現在株主(又ハ社員) 何人

注 内所得稅ヲ課セラレサルモノ以下ハ所得明細書ノ調製ヲ略シテ茲ニ掲ケシモノニ付キ租稅ニ關スル書面ノ外省略スヘキモノナリ

第三 課稅外ノ所得

勅令ヲ以テ指定シタル重要物產ノ製造業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其翌年ヨリ三年間其業務ヨリ生スル所得ニ付キ所得稅ヲ免除セラル中

租稅

途前營業者ノ業務ヲ繼續シ又ハ繼續ト認ムルモノニ付テノ免除期間ハ凡テ前者ノ分ヲ通算スルモノトス

當該製造業者ニシテ所得稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ所得申告ノ際他ノ所得ト區分シタル計算書ヲ添付シテ其旨稅務署ニ申請スヘキモノトス然ルトキハ稅務署ハ其免除スヘキ所得ヲ調査シテ申請者ノ總所得ヨリ之レヲ控除スルモノトス大正二年勅令第六十九號ニ依ルニ右所得稅ヲ免除セラルヘキ製造業ノ種類左ノ如シ

- 一、金、銀、鉛、鐵又ハアルミニウムノ地金
- 二、鐵ノ條竿、テーパー形アングル形類軌條、板、線及管(鑄製管ヲ除ク)
- 三、銅ノ合金ノ條、竿、板及管
- 四、汽鑪、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械
- 五、燐、曹達灰、苛性曹達、硫酸アンモニウム、石炭酸、クロム酸加里及グリセリン
- 六、製紙用バルブ

- 七、板硝子
 - 八、コンデンストミルタ
 - 九、絹、亞麻又ハ毛織物
- 但シ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スルモノニ限ル

第四 稅率

- 一 合名會社、合資會社、株式會社 (株主數二十人以下ノモノ)、株式合資會社

(株主及社員數二十名以下ノモノ)

右會社ノ稅率左ノ如シ

五千圓以下ノ金額	千分ノ四十
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ六十
一萬五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ七十
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十

租 稅

三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ九十
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百十
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百二十
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百三十

右ハ一ケ年分ノ所得額及之ニ對スル稅率ナリトス
 然ルニ各會社ノ事業年度ハ必スシモ一ケ年一回ノミニ限ラス一ケ年二回又ハ
 三回ナルモノアリ而シテ稅金ハ各事業年度毎ニ徵收ス然ラハ其稅率ハ如何ニ
 シテ之ヲ定ムルカ、其事業年度ノ所得額ヲ以テ一ケ年分ノ所得ヲ見積リテ之
 ヲ定ム其見積方法如何、該事業年度中ノ月割平均ニ依リテ算出ス即チ事業年
 度ノ月數ヲ以テ所得額ヲ除シ一ケ年ノ月數ヲ乘シタルモノヲ一ケ年ノ見積所
 得トス而シテ前表ニ依リ此見積所得ニ相當スル稅率ヲ採リテ算出シタルモノ
 ハ一ケ年分ノ所得稅金ナリ故ニ更ニ之ヲ十二分シテ事業年度ノ月數ヲ乘シ始
 メテ相當稅金ヲ得ルナリ

今例ヲ舉ケテ之ヲ示サン

一月乃至六月ヲ事業年度トスル合名若クハ合資會社ノ所得三萬二千四百圓ア
 リトセンカ事業年度ノ月數六ヲ以テ之ヲ除シ五千四百圓ヲ得之ニ一ケ年月數
 十二ヲ乘シ六萬四千八百圓ヲ得此金額ヲ前掲稅率ヲ定ムル各段級ニ區分シ其
 稅金ヲ算出シ且ツ綜合スルトキハ左ノ如クナルヘシ

五千圓以下ノ金額	五千圓	(稅率十分ノ四十)	稅金二〇〇圓
五千圓ヲ超ユル金額	五千圓	(同 千分ノ五十)	同 二五〇圓
一萬圓ヲ超ユル金額	五千圓	(同 千分ノ六十)	同 三〇〇圓
一萬五千圓ヲ超ユル金額	五千圓	(同 千分ノ七十)	同 三五〇圓
二萬圓ヲ超ユル金額	一萬圓	(同 千分ノ八十)	同 八〇〇圓
三萬圓ヲ超ユル金額	二萬圓	(同 千分ノ九十)	同 一、八〇〇圓
五萬圓ヲ超ユル金額	一萬四千八百圓	(同 千分ノ百)	同 一、四八〇圓
計 所得額	六萬四千八百圓	稅金	五、一八〇圓

之レ即一ケ年分ノ稅金ナリ依ツテ之ヲ十二分シ事業年度月數六ヲ乘スルトキ

ハ二千五百六十圓ヲ得之レ其事業年度ノ税金ナリ

二 株式會社 株式合資會社

但シ株主數二十人以下ノ株式會社及株主並ニ社員ノ數二十人以下ノ株式合資會社ヲ除ク

此二ノ會社ノ税率ハ所得ノ多少ニ拘ラス千分ノ六二五ナリ

會社法運用終

大正四年十二月七日印

大正四年十二月十日印刷納本

大正五年五月三日訂正再版

定價金貳圓八拾錢

東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町
穩田二十一番地

著者兼
發行所
木村房次郎

印刷者
安藤金三郎

東京市神田區三河町二丁目十四番地

印刷所
丸利印刷所

東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町穩田二十一番地

發行所 法政研究會

著作権
所有

終

